

		昭和40年4月1日 制定
改正	昭和42年4月1日	昭和43年4月1日
	昭和43年11月7日	昭和44年1月10日
	昭和44年2月7日	昭和45年4月1日
	昭和46年2月1日	昭和46年4月1日
	昭和47年4月1日	昭和47年7月10日
	昭和49年4月1日	昭和50年4月1日
	昭和51年4月1日	昭和53年4月1日
	昭和54年4月1日	昭和54年10月1日
	昭和55年4月1日	昭和55年10月21日
	昭和56年4月1日	昭和57年4月1日
	昭和58年4月1日	昭和59年4月1日
	昭和60年4月1日	昭和61年4月1日
	昭和62年4月1日	昭和63年4月1日
	平成元年4月1日	平成2年4月1日
	平成2年9月21日	平成3年4月1日
	平成3年7月1日	平成4年4月1日
	平成5年4月1日	平成6年4月1日
	平成7年2月1日	平成7年4月1日
	平成8年4月1日	平成9年4月1日
	平成10年4月1日	平成11年4月1日
	平成12年4月1日	平成13年1月1日
	平成13年4月1日	平成14年4月1日
	平成15年4月1日	平成16年4月1日
	平成17年4月1日	平成18年4月1日
	平成19年4月1日	平成20年4月1日
	平成21年4月1日	平成21年10月1日
	平成22年4月1日	平成23年4月1日
	平成24年4月1日	平成25年4月1日
	平成26年4月1日	平成27年4月1日
	平成28年4月1日	平成29年4月1日
	平成30年4月1日	平成31年4月1日
	令和2年4月1日	令和3年4月1日
	令和3年9月1日	令和3年12月1日
	令和4年4月1日	令和5年4月1日
	令和6年4月1日	令和7年4月1日

第1章 総則

第1条 大学院は本学の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

第2条 大学院に修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。

- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。
- 3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

第2条の2 第4条に定める各研究科又は各専攻の人材養成目的、その他教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 人文科学研究科

人文科学研究科は、人文科学の各専門分野における専門知識のみならず、確固とした理論と実証的方法論を備え、今日の国際社会に貢献できる人材を養成することを教育研究の理念とし、自由で独創的な発想と視野の広い人間性を持つ人材の陶冶を目指す。すなわち、本研究科は、世界

の潮流を俯瞰し、高度の研究教育をそのなかに定位することによって、広範な展望と批判精神を有する創造的人材の育成を目的とする。本研究科の理念に基づき、修士課程・博士課程前期については、社会の要望に応じて十分な実力を発揮できる知的人材を養成することに力点を置き、博士課程後期については、広い視野を持ちつつも、それぞれの専門領域において独創的かつ社会的に有用な研究を実現できる人材を養成することを目的とする。

史学専攻においては、日本史学・東洋史学・西洋史学・考古学の各専修においてカリキュラムに基づき、きめ細かな個人指導を実施する。博士課程前期では、学部での習熟度を踏まえ、演習と講義を通して研究課題の総合的な把握・理解・解決のための方法を体得させ、もって社会諸方面の要請に応えることのできる専門職業人を育成することを目的とする。博士課程後期では、前期課程で培った専門的能力をより錬磨させ、体系的な研究業績の達成はもとより、社会に貢献する高度な専門職業人・研究者の育成を目的とする。

日本語日本文学専攻においては、日本文化の根幹である言語と文学の研究を深め、それが真の国際化に寄与するとの観点から、日本語学・日本文学の各分野においてカリキュラムに基づき、きめ細かな個人指導を実施する。博士課程前期では、学部での習熟度を踏まえ、研究課題の総合的な把握・理解・解決のための方法を体得させ、社会諸方面の要請に応えることのできる専門職業人を育成することを目的とする。博士課程後期では、前期課程で培った専門的能力をより錬磨させ、体系的な研究業績の達成はもとより、社会に貢献する高度な専門職業人・研究者の育成を目的とする。

英語学英米文学専攻においては、英語学・英米文学・英語教育学の各分野においてカリキュラムに基づき、きめ細かな個人指導を実施する。博士課程前期では、学部での習熟度を踏まえ、講義と演習を通して研究課題の総合的な把握・理解・解決のための方法を体得させ、もって社会諸方面の要請に応えることのできる専門知識のある国際人を育成することを目的とする。博士課程後期では、前期課程で培った専門的能力をより錬磨させ、体系的な研究業績の達成はもとより、国際社会に貢献し得る高度な専門職業人・研究者の育成を目的とする。

独語学独文学専攻においては、独語学・独文学の各分野においてカリキュラムに基づき、学生の適性と能力に対応したきめ細かな個人指導を実施する。博士課程前期では、独語学・独文学に偏することなく人間の精神の営みとドイツ文化の特性を視野に納め、講義と演習を通して研究課題の総合的な把握・理解・解決のための方法を体得させ、社会諸方面の要請に応えることのできる専門的人材を育成することを目的とする。博士課程後期では前期課程で培った専門的能力をより錬磨させ、体系的な研究業績の達成はもとより、国際的に通用する高度な専門職業人・研究者の育成を目的とする。

仏語学仏文学専攻においては、フランス語が本国以外の地域でも話されている国際的な言語であることを踏まえ、その背景にある文化・文学・思想の普遍的な性格を認知し、自由・平等・友愛の精神のもと人権や民主の思想を世界中に広めるフランス精神を重んじ、カリキュラムに基づき、きめ細かな個人指導を実施する。博士課程前期では、仏語学・仏文学の修得による普遍的な人間形成を目指した教育を施し、社会諸方面の要請に応える専門的人材を育成することを目的とする。博士課程後期では、それぞれの専門領域においてさらに深化した独創的な研究を実現できる、国際社会に有用な高度な専門職業人・研究者の育成を目的とする。

社会・文化論専攻においては、人間社会及び人間文化の二つの研究領域を、さらに後者には文化構造論・思想文化論・表象文化論の分野を設け、社会学・文化人類学・哲学・宗教学・芸術学を基幹科目として、調査を主とした実践習得型指導方式によるカリキュラムに基づき、きめ細かな個人指導を実施する。学部での習熟度を踏まえ、講義、演習及び実地調査を通じた研究課題の総合的な把握・理解・解決のための方法を体得させ、もって社会諸方面の要請に応えることのできる専門職業人を育成することを目的とする。

教育・臨床心理専攻においては、教育と臨床心理の二分野における高度な専門職業人の養成を

主たる目的とした夜間大学院として、カリキュラムに基づき、きめ細かな個人指導を実施する。博士課程前期の教育分野では、専門的理論と実践的な活動との結合を図ることによって地域社会の求める専門的かつ実践的な指導者を育成することを目的とする。臨床心理分野では、公認心理師の資格取得を目指し、広く社会の要請に応えることのできる専門的人材を養成することを目的とする。博士課程後期では、前期課程よりさらに高度な専門知識と実践能力を練磨し、関連分野の開発研究や実践を担う高度な専門職業人や研究者を養成することを目的とする。

(2) 法学研究科

法学研究科は、法学や政治学に関する講義、演習及び論文の作成により、法律や政治についての広範な具体的問題についての分析と解決方法を提示できる人材養成を教育理念とし、研究者養成及び専門職業人の養成、再教育を目的とする。博士課程前期は、学部における一般的教養及び専門的知識の上に、広い視野に立って精深な学識を養い、専攻分野における研究能力又は専門的職業に必要な能力を養うことを目的とする。博士課程後期は、専攻分野における独創的な研究能力又は先端的な専門能力を養うことを目的とする。

公法専攻博士課程前期においては、国の基礎法である憲法、国の活動準則に関する法である行政法、租税に関する法である税法、国家間のルールを定める国際法などのカリキュラムを中心に講義と演習を履修して公務員や専門職等に就くための問題解決の基礎能力を養うこと、及び特定のテーマを選択して修士論文を作成することを目的とする。博士課程後期においては、特別研究のカリキュラムを履修し、研究者の養成のため及び実務経験者等の研究のため、博士論文の作成を指導することを目的とする。

民刑事法専攻博士課程前期においては、私人の財産関係と家族関係を規律する民法、会社組織に係る会社法を含む企業活動の基本となる商法等に関する民事法、労働問題に関する労働法、刑罰による国家・社会の秩序維持の役割を有する刑事法などのカリキュラムを中心に講義と演習を履修して、捜査や矯正関係の公務員等や司法書士等の専門職に就くための問題解決の基礎能力を養うこと、及び特定のテーマを選択して修士論文を作成することを目的とする。博士課程後期においては、特別研究のカリキュラムを履修し、研究者の養成のため及び実務経験者等の研究のため、博士論文の作成を指導することを目的とする。

(3) 経済学研究科

経済学研究科経済学専攻は、経済学の基礎的・先進的な研究を進展させる場とこれらの高度な専門知識を社会のなかで実践する場を統合的に提供することで、経済学と関連する諸科学についての高度な専門的知識を備え、それらの基礎的・先進的研究の深化を図ると同時に、高度な専門知識を社会のなかで効果的に適用できる有為の人材を育成することを教育研究の理念とする。この理念のもと、博士課程前期では、学術研究の発展を担う高度な研究能力を持った研究者となるための基礎力の育成、高い見識と専門的知識を備えた専門職業人の養成、また、社会人のリカレント教育を促進することによって、高度な専門知識を社会のなかで効果的に適用する理論と実践との融合を検証する場を確保するとともに、外国人留学生の積極的な受入れによる国際的リーダーの養成、国際的貢献を目的とする。博士課程後期では、前期課程の教育をさらに発展させ、高度な研究能力を備え自立して研究活動を遂行し、基礎的・先進的研究の発展に寄与し得る研究者の養成、高度な専門知識を備えた専門職業人の養成、高度な専門知識を社会のなかで効果的に適用できる優れた経済人、産業人、国際的リーダーの育成を目的とする。

(4) 商学研究科

商学研究科商学専攻は、商学と経営学に関する専門的知識と体系的思考力を備え、流動的で複雑さを増す現代社会をリードし、新しい社会を創造する、高い学識と卓越した能力を有する人材の育成を教育研究の理念とし、研究者と専門職業人の養成及び再教育を目指す。そのため、積極的に多様な動機を持った学生を受け入れ、その様々なニーズに応じたカリキュラムを提供する。博士課程前期では、商学と経営学の二つのコースを設け、修了者には修士(商学又は経営学)の学位

を授与する。学術的関心の高い学生のために、学部の専門科目に連動した高度の科目群を提供し、税理士などの経理専門職を目指す者には、速やかな資格取得のための教育指導を行う。生涯学習やリカレント教育を求める社会人には、夜間にも開講して便宜を図る。さらにまた、海外からの留学生にも広く門戸を開放する。博士課程後期では、研究職を目指す者、高度専門職業人及びリカレント教育を求める社会人に、高度の学術的・専門的研究を成就させ、丁寧な学位取得のための指導を行うことによって、博士(商学)の学位を授与する。

(5) 理学研究科

理学研究科は、自然科学に関する研究を通して自然と調和した社会の健全な発展に貢献するという理念のもとに、自然科学に関する総合的で深い学識を持ち自立して研究活動を行い得る高度な研究能力を持つ人材及びこれらの学術的素養を活かして社会で活躍できる能力のある専門職業人を育成することを目的とする。博士課程前期では、専門分野に関する学識を養い、それを応用する能力、それに基づいた研究能力を体得させる教育を行う。博士課程後期では、前期課程の教育をさらに深化・発展させ、自立して研究活動を遂行し得る高度な研究能力を備えた人材の育成を図る。

応用数学専攻においては、理学研究科の理念のもとに、広い視野に立って数学及び情報科学に関する精深な学識を涵養し、それぞれの専門分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要能力を有する人材を育成することを目的とする。博士課程前期では、数学及び情報科学に関する学識を養い、それを応用する能力、それに基づいた研究能力を修得させる教育を行う。博士課程後期では、前期課程の教育をさらに深化・発展させ、自立して研究活動を遂行し得る高度な研究能力を備えた人材の育成を図る。

応用物理学専攻においては、理学研究科の理念のもとに、自然界の諸現象を支配する普遍的法則の探究を通して物理学の概念や物質観を身に付け、自立して研究活動を行い得る高度な研究能力を持つ人材の育成を行う。また、この学術的素養を活かして、社会の諸方面において活躍できる創意ある専門職業人を養成することを目的とする。博士課程前期では、応用物理学に関する学識と応用力を養い、研究能力を開花・発展させる教育を行う。博士課程後期では、前期課程の教育をさらに深化・発展させ、自立して研究活動を遂行し得る高度な研究能力を備えた人材の育成を図る。

化学専攻においては、理学研究科の理念のもとに、化学に関する深い学識を受け、専攻分野における研究能力及び高度の専門性を要する職業に必要な能力や技術を通して社会の発展と福祉に貢献する人材を養成することを目的とする。博士課程前期では、講義、セミナー、実験、ティーチング・アシスタントなどを通して、幅広い基礎学力、研究・教育手法、実践的英語力を修得し、その専門性を活かして社会で活躍できる人材の養成を図る。博士課程後期では、広い視野に立って自ら問題を発見・解決し、その成果を学術論文として発表する能力を有する人材の養成を図る。

地球圏科学専攻においては、理学研究科の理念のもとに、地球圏の自然科学的な諸問題について、物理学、化学、地球科学、生物学の各領域にわたる教育と研究を行い、博士課程前期では、総合的・歴史的な視野を持つ専門職業人、博士課程後期では、総合的・歴史的な視野を持つ自立した研究者を養成する。

(6) 工学研究科

工学研究科は、高度な専門知識の実践的活用により科学技術分野の発展に寄与するとの教育理念の下に人材育成を行う。

修士課程・博士課程前期では、急速な深化と拡大を続けている先端工学の分野で、高度な技術の開発・研究に携わり、社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

機械工学専攻においては、工学の開発・研究の分野で貢献するため、機械工学における幅広い知識と総合的視野を持ち、論理的思考及び総合的応用能力を有する人材を育成することを目的とする。

電気工学専攻においては、開発・研究に携わる人材を育成すると同時に、電気工学を核に幅広い工学分野に対処できる技術者を育成することを目的とする。

電子情報工学専攻においては、エレクトロニクス、通信及び情報を中心に進められている技術革新を担うことができる高度な知識と研究能力を有する人材を育成することを目的とする。

化学システム工学専攻においては、化学工学及び分子工学の分野に関する先端的な知識や高度な専門技術を有し、持続可能な社会の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。

建設工学専攻においては、高度で専門的な能力を有し国内外において幅広く活動する社会の器としての人々に優しい物的環境の創造に携わる人材を育成することを目的とする。

資源循環・環境工学専攻においては、文理融合型大学院として環境分野における実践的教育による学力の向上と環境マインドを有する人材を育成することを目的とする。

博士課程後期では、修士課程・博士課程前期の6専攻を2専攻に集約し、今日の社会が抱える技術的な諸問題に対し、専門的かつ先駆的の考究を加え、新たな解決法を創造する。また、各分野の学会等を通じて新たな学術的知見を提供することによってグローバルな社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

エネルギー・環境システム工学専攻においては、エネルギー問題の解決のためのエネルギーの生成、変換、伝達及び輸送に関する研究、環境問題に対処するための都市環境、廃棄物の処理・再資源化技術、環境に優しい材料の開発、環境に適合した化学プロセスや装置の研究などを通して、高度な研究者、技術者を育成することを目的とする。

情報・制御システム工学専攻においては、情報処理、情報伝送、システム制御及び機能デバイスの領域において、最先端の研究・開発を行うことにより自立的に問題を解決する能力を有し、情報社会や基礎産業の変化に対応できる広い視野と思考力を備え、高度な専門性をもって国際社会に貢献できる技術者及び研究者を育成することを目的とする。

(7) 医学研究科

医学研究科は、豊かな人間性、協調性及び積極性を持ち、医学や看護学に関する高度な専門的知識を備え、地域社会をはじめ日本及び国際社会に貢献できる人材を養成することを教育の理念とする。

修士課程においては、看護学において高度な専門的知識・探求力を持ち、責務が拡大する保健・医療チームで広く活躍できる高度な専門職業人を養成することを目的とする。

看護学専攻において、修士論文コースでは、看護学領域の専門的な知識・技能を基盤として、看護実践力・看護管理力・看護教育力・看護研究力を有し、実務家として看護の質向上に貢献できる看護専門職者を養成することを目的とする。高度実践看護師コースでは、高度な看護学の専門的知識・技術を駆使して、保健・医療・福祉現場において、複雑な健康問題を有する患者に卓越した直接ケアを提供するとともに、相談、調整、教育、研究を行い、ケアシステム全体を改善することで、看護実践の向上に貢献できる看護師を養成することを目的とする。

博士課程においては、医学研究者として自立するのに必要な研究能力を培うとともに、医学・医療における特定の専門分野について深い研究を行い得る研究者を養成することを目的とする。養成にあたっては、医学・生命科学等の領域で研究者として必要な幅広い専門的知識と、研究に必要な実験のデザインなどの研究手法や研究遂行能力を修得させる一方、臨床研究者として優れた研究能力等を備えた臨床医の養成も行う。すなわち、主として患者を対象とする臨床研究の遂行能力を修得させるとともに、研究遂行上又は職業上必要な資格の取得や関連学会における認定資格の取得のために必要な教育も行う。

医学研究は、基礎から臨床、生命科学から社会医学まで広範囲に及ぶため、次の6専攻分野に分け、学生の志望に基づき、いずれかの専攻分野にて教育を行う。

人体生物系専攻においては、分子生物学領域における高度な専門的知識及び技術を有し、医学の発展に寄与する優秀な人材を養成することを教育の理念とする。本専攻の教育に重点を置くと

ともに、各専攻分野を有機的に関連づける能力、人体構造・機能の解明を目指す過程で分子生物学的・病理学的解析法を身に付け、幅広い応用分野に対応できる総合的な教育・研究者を養成することを目的とする。

生体制御系専攻においては、生体の維持・制御機構領域における高度な専門的知識及び技術を有し、医学の発展に寄与する優秀な人材を養成することを教育の理念とする。免疫学、再生・移植医学、再建医学、呼吸生理学の各分野において研究手法や科学的・論理的思考法を身に付け、新規治療の開発等に寄与できる教育・研究者を養成することを目的とする。

病態構造系専攻においては、疾病の原因を理解するための高度な専門的知識及び技術を有し、医学の発展に寄与する優秀な人材を養成することを教育の理念とする。臨床検体を中心に疾患の原因や成り立ち、病態を肉眼・組織から細胞・分子レベルまで構造解析という側面から研究し、新規の診断法や病態解明の手法の開発に寄与できる教育・研究者を養成することを目的とする。

病態機能系専攻においては、疾病の病態生理を理解するための高度な専門的知識及び技術を有し、医学の発展に寄与する優秀な人材を養成することを教育の理念とする。人体疾患の病態生理の理解やその解明のために必要な実験手技・手法を修得し、基礎系と臨床系が交流を持ち、相互のスキルを活かして治療に結びつける研究のできる教育・研究者を養成することを目的とする。

社会医学系専攻においては、疾病と環境や内因的な要因との関係を理解するために高度な専門的知識及び技術を有し、医学の発展に寄与する優秀な人材を養成することを教育の理念とする。疫学・公衆衛生学、予防医学、犯罪医学、精神医学、生命医療倫理学等の各分野において、社会医学的な実験手技・手法を修得し、人の発生から成長、老化、死に至る過程における人と疾病の関わりを研究できる教育・研究者を養成することを目的とする。

先端医療科学系専攻においては、生殖領域から成人病まで各専攻分野における高度な専門的知識及び技術を有し、医学の発展に寄与する優秀な人材を養成することを教育の理念とする。多岐にわたる臓器の生理的機能、臓器疾患の原因、病態、治療を理解し、生化学的手法、分子生物学的手法、生理学的手法・手法を中心に、個体レベルから分子レベルまで広範に手法を修得させ、橋渡しの研究や臨床応用をも視野に入れた研究のできる教育・研究者を養成することを目的とする。

(8) 薬学研究科

薬学研究科は、薬学に関する学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥を究めて、広く医療の進展に寄与することを理念とする。

修士課程の健康薬科学専攻においては、創薬科学系・健康科学系研究者及び技術者を養成するほか、薬剤師の総合的薬学専門力を強化することにより、薬剤師職能の拡大・高度化を図ることを目的とする。この目的に基づき、創薬科学、健康科学、基礎薬学と医療薬学を包括した総合的研究・教育プログラムを展開することにより、医療に関する深い知識と問題解決能力を有する多様な分野の研究者、教育者及び専門職業人の養成を行う。

博士課程の薬学専攻においては、医療現場における様々な課題に迅速かつ適切に対応できる高度な専門知識と優れた研究能力を備えた薬剤師の養成を目的とする。この目的に基づき、医療の現場における臨床的な課題を対象とする研究領域を中心とした臨床薬学・医療薬学に関する教育プログラムを展開することにより、高度な専門性や優れた研究能力を有する高度化医療に対応できる薬剤師の養成を行う。併せて、生命科学、創薬科学に関する教育プログラムを展開することにより、医療に関する深い知識と問題解決能力を有する薬学研究者及び教育者の養成を行う。

(9) スポーツ健康科学研究科

スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻は、運動、スポーツ、レクリエーション、レジャー、体育、健康、福祉等を対象とする学問の深化を図り、健康長寿社会の実現に向けて貢献し、高度なスポーツ知を拓く研究科として機能することを教育理念とする。博士課程前期では、競技スポーツ・学校体育・地域スポーツ・医療等の指導現場において高度な知識と技術を基に、体育・

スポーツ・健康・レクリエーションに関する科学的指導を実践・応用できる専門家の養成を行う。
博士課程後期では、健康増進や疾病・障害の治療・予防・再発防止を目的とした運動プログラムの開発・実践に関する研究や、幼少期から高齢期に至るライフステージに応じたスポーツパフォーマンスの向上を目的とした研究などの専門的な領域について自立して研究活動を行い得る研究者を養成する。

第3条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とし、博士課程を前期2年の課程(以下「博士課程前期」という。)及び後期3年の課程(以下「博士課程後期」という。)に区分する。

3 前項の博士課程前期は、これを修士課程として取り扱う。

4 前2項の規定にかかわらず、医学研究科及び薬学研究科の博士課程の標準修業年限は4年とし、前期及び後期の課程に区分しない。

第4条 大学院の研究科及び専攻は、次のとおりとし、それぞれに修士課程又は博士課程を置く。

人文科学研究科 史学専攻(博士課程)

日本語日本文学専攻(博士課程)

英語学英米文学専攻(博士課程)

独語学独文学専攻(博士課程)

仏語学仏文学専攻(博士課程)

社会・文化論専攻(修士課程)

教育・臨床心理専攻(博士課程)

法学研究科 公法専攻(博士課程)

民刑事法専攻(博士課程)

経済学研究科 経済学専攻(博士課程)

商学研究科 商学専攻(博士課程)

理学研究科 応用数学専攻(博士課程)

応用物理学専攻(博士課程)

化学専攻(博士課程)

地球圏科学専攻(博士課程)

工学研究科 機械工学専攻(博士課程前期)

電気工学専攻(博士課程前期)

電子情報工学専攻(博士課程前期)

化学システム工学専攻(博士課程前期)

建設工学専攻(博士課程前期)

エネルギー・環境システム工学専攻(博士課程後期)

情報・制御システム工学専攻(博士課程後期)

資源循環・環境工学専攻(修士課程)

医学研究科 人体生物系専攻(博士課程)

生体制御系専攻(博士課程)

病態構造系専攻(博士課程)

病態機能系専攻(博士課程)

社会医学系専攻(博士課程)

先端医療科学系専攻(博士課程)

看護学専攻(修士課程)

薬学研究科 健康薬科学専攻(修士課程)

薬学専攻(博士課程)

スポーツ健康科学研究科 スポーツ健康科学専攻(博士課程)

第4条の2 前条の規定にかかわらず、地域社会の法的需要に応える実務法曹の養成を基本として、地域社会における人々の生活及び権利の擁護を図るとともに、地域社会の発展に寄与する地域に根ざした実務法曹を養成することを目的として、大学院に法曹実務研究科法務専攻を置き、当該研究科をもって法科大学院と称する。

2 前項に定める法曹実務研究科法務専攻に専門職学位課程を置く。

3 法科大学院に関する学則については、別にこれを定める。

第4条の3 人文科学研究科教育・臨床心理専攻博士課程は、専ら夜間において教育を行う。

2 人文科学研究科に、教育・臨床心理専攻臨床心理分野のための臨床心理実習施設として臨床心理センターを置く。

3 臨床心理センターについて必要な事項は、別に定める。

第4条の3の2 薬学研究科健康薬科学専攻修士課程は、専ら夜間において教育を行う。

第4条の4 この学則の規定は、別段の定めがない限り、法科大学院についてこれを適用しない。

第4条の5 大学院研究科各専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士課程前期		博士課程後期		博士課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文科学研究科	史学専攻			8	16	4	12		
	日本語日本文学専攻			6	12	4	12		
	英語学英米文学専攻			6	12	3	9		
	独語学独文学専攻			6	12	2	6		
	仏語学仏文学専攻			6	12	2	6		
	社会・文化論専攻	4	8						
	教育・臨床心理専攻			15	30	6	18		
	計	4	8	47	94	21	63		
法学研究科	公法専攻			6	12	2	6		
	民刑事法専攻			6	12	1	3		
	計			12	24	3	9		
経済学研究科	経済学専攻			10	20	3	9		
商学研究科	商学専攻			15	30	5	15		
理学研究科	応用数学専攻			8	16	2	6		
	応用物理学専攻			15	30	2	6		
	化学専攻			20	40	2	6		
	地球圏科学専攻			10	20	2	6		
	計			53	106	8	24		
工学研究科	機械工学専攻			10	20				
	電気工学専攻			10	20				
	電子情報工学専攻			10	20				
	化学システム工学専攻			10	20				
	建設工学専攻			10	20				
	エネルギー・環境システム工学専攻					4	12		
	情報・制御システム工学専攻					4	12		
	資源循環・環境工学専攻	10	20						

		計	10	20	50	100	8	24		
医学研究科	人体生物系専攻								3	12
	生体制御系専攻								2	8
	病態構造系専攻								8	32
	病態機能系専攻								8	32
	社会医学系専攻								3	12
	先端医療科学系専攻								6	24
	看護学専攻	6	12							
	計	6	12						30	120
薬学研究科	健康薬科学専攻	2	4							
	薬学専攻								6	24
	計	2	4						6	24
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻			12	24	4	12			
合計		22	44	199	398	52	156	36	144	

第2章 授業、単位及び履修

第5条 大学院研究科共通の授業科目、単位及び履修方法について、別表第1に定めるところによる。

- 2 各研究科における授業科目、単位及び履修方法については、別表第2から別表第10までに定めるところによる。
- 3 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次条第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で、次の各基準により単位数を計算するものとする。
 - (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で各研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、学位論文の作成その他研究一般について指導する授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

第6条 授業は、講義、演習、実験若しくは実習のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 各研究科が教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 各研究科は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 各研究科は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

第6条の2 削除

第6条の2の2 本学の大学院は、研究科通常委員会(医学研究科においては、修士課程小委員会及び博士課程小委員会をいう。第3章を除き、以下同じ。)が教育研究上有益と認めるときは、第5条の規定にかかわらず、他の大学院との協議に基づき、学長の許可を得て、学生に当該他の大学院の授業科

目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、研究科通常委員会の議を経て、15単位を超えない範囲で本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第6条の3 研究科通常委員会が教育研究上有益と認めるときは、第5条の規定にかかわらず、他の大学院又は研究所等(以下「他大学院等」という。)との協議に基づき、学長の許可を得て、学生に当該他大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程又は博士課程前期の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第6条の4 本学の大学院は、研究科通常委員会が教育研究上有益と認めるときは、学長の許可を得て、学生を外国の他大学院等に留学させることができる。

- 2 前2条の規定は、学生が前項の規定により留学する場合について準用する。
- 3 第1項の許可を得て留学した期間は、課程修了の要件としての在学期間を含むことができる。
- 4 学生が留学する場合の取扱いは、別に定める。

第6条の5 本学の大学院は、研究科通常委員会が教育研究上有益と認めるときは、第5条の規定にかかわらず、学生が本学の大学院に入学する前に本学の大学院又は他の大学院(外国の大学院を含む。以下この条において同じ。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む。)を、当該研究科通常委員会の議を経て、本学の大学院に入学した後の本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学の場合を除き、本学の大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、また、第6条の2の2及び第6条の4により本学の大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

第6条の6 学生が、職業を有している等の事情により第3条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科通常委員会の議を経て、学長が許可する。

- 2 前項の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第6条の7 研究科通常委員会が教育上特別に必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

- 2 前項の規定による教育を実施する場合の取扱いに関し必要な事項は、当該研究科通常委員会の議を経て、別に定める。

第3章 教員組織、運営組織等

第7条 大学院における授業及び研究指導は、その有資格者がこれを担当する。

第8条 大学院に大学院委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会の構成員、審議事項その他委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第9条 学校法人福岡大学運営規則第9条第3項に基づく研究科委員会として、各研究科に研究科通常委員会を置く。

- 2 人文科学、法学、経済学、商学、理学、工学及びスポーツ健康科学研究科に博士課程前期小委員会及び博士課程後期小委員会を、医学研究科及び薬学研究科に修士課程小委員会及び博士課程小委員会(以下「小委員会」という。)を置く。

- 3 研究科長は、当該研究科の博士課程後期並びに医学研究科及び薬学研究科の博士課程の教授たる論文指導教員のうちから研究科通常委員会において選出する。

- 4 研究科通常委員会及び小委員会は、研究科長がこれを招集し、その議長となる。

第10条 研究科通常委員会の構成員、審議事項その他研究科通常委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第11条 修士課程小委員会及び博士課程前期小委員会は、各研究科修士課程・博士課程前期の論文指

導教員をもって組織する。ただし、医学研究科修士課程小委員会については、医学研究科の研究科長及び第13条第2項に定める学務委員を加えて組織する。

- 2 前項の小委員会は、修士課程・博士課程前期の研究指導に関する事項並びに教員組織及び教育職員の教育研究業績の審査に関する事項を審議する。

第12条 博士課程後期小委員会は、各研究科博士課程後期の論文指導教員を、医学研究科及び薬学研究科の博士課程小委員会は、当該研究科博士課程の論文指導教員をもって組織する。

- 2 前項の小委員会は、博士課程後期並びに医学研究科及び薬学研究科の博士課程の研究指導に関する事項、博士の学位論文の審査に関する事項並びに教員組織及び教育職員の教育研究業績の審査に関する事項を審議する。

第13条 大学院に大学院学務委員会(以下「学務委員会」という。)を置く。

- 2 学務委員会は、各研究科博士課程後期並びに医学研究科及び薬学研究科の博士課程の論文指導教員(やむを得ない場合は修士課程及び博士課程前期の論文指導教員)のうちから各研究科通常委員会において選出され、大学院委員会の同意を得て、学長が委嘱した1人の教授(以下「学務委員」という。)をもって組織する。ただし、必要あるときは、研究科長を加えることができる。

- 3 大学院学務委員長(以下「学務委員長」という。)は、各研究科博士課程後期並びに医学研究科及び薬学研究科の博士課程の教授たる論文指導教員のうちから学長が適任者として推薦する者を大学院委員会に諮り、選出する。

- 4 学務委員会は、学務委員長がこれを招集し、その議長となる。

- 5 学務委員会は、大学院の教務に関する事項、大学院の奨学金に関する事項、大学院の入学試験に関する事項、大学院研究科間の連絡調整に関する事項、その他大学院の学務に関する事項を審議する。

第14条 研究科長及び学務委員の任期は2年とし、第2年度の11月30日をもって満了日とする。ただし、再任を妨げない。

第15条 大学院に大学院教育職員資格審査委員会(以下「大学院資格審査委員会」という。)を置く。

- 2 大学院資格審査委員会は、学長、副学長、各研究科長、学務委員長、各研究科博士課程後期及び博士課程の論文指導教員のうちから修士課程小委員会又は博士課程前期小委員会(医学研究科にあっては博士課程小委員会)において選出され、学長が委嘱した2人の教授(以下「大学院資格審査委員」という。)をもって組織する。

- 3 前項の大学院資格審査委員の任期は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 4 大学院資格審査委員会は、学長がこれを招集し、その議長となる。

- 5 大学院資格審査委員会は、大学院教育職員資格審査基準及び資格審査手続に関する規程に基づき、各研究科より推薦された教育職員の資格審査を行う。

- 6 大学院教育職員資格審査基準及び資格審査手続に関する規程は、別に定める。

第16条 大学院の各研究科における専攻学科に関する調査研究の成果を発表するために、大学院論集刊行委員会を置く。

- 2 大学院論集刊行委員会に関する規程は、別に定める。

第16条の2 学長は、大学院の教育研究に関する重要な事項について、研究科通常委員会等の審議を経て、最終的な決定を行う。

第4章 単位の授与及び課程修了

第17条 大学院は、一の授業科目を履修した学生に対しては、大学院の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える。

- 2 前項の大学院の定める適切な方法は、別に定める。

- 3 第1項の評価は、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、合格となった授業科目について所定の単位を与えるものとする。

第18条 各授業科目の成績評価は評点をもって行い、成績通知は評点又は秀(A)、優(B)、良(C)、可(D)、

不可(F)、放棄(H)の成績評語をもって行う。ただし、評点による成績評価を行わない授業科目は、合否のみによる成績評価及び合否の標語による成績通知を行うことができる。

2 次の号に掲げる成績評語は、当該各号に定める評点等を基準に区分する。

- (1) 秀(A) 100点から90点まで
- (2) 優(B) 89点から80点まで
- (3) 良(C) 79点から70点まで
- (4) 可(D) 69点から60点まで
- (5) 不可(F) 59点以下
- (6) 放棄(H) 履修放棄又は成績評価不能

3 履修した授業科目のうち、第1項本文の規定により成績評価を行うものについては、評点等に応じ、次に掲げるGP評点を与える。

- (1) 100点から90点まで=4.0
- (2) 89点から80点まで=3.0
- (3) 79点から70点まで=2.0
- (4) 69点から60点まで=1.0
- (5) 59点以下及び履修放棄又は成績評価不能=0.0

4 履修した評点により成績評価を行う各授業科目のGP評点に当該各授業科目の単位数を乗じて算出した値の総和を履修登録した授業科目の総単位数で除した値を、GPA評価とする。ただし、本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなして単位を与えた授業科目及び合否のみにより成績評価を行う授業科目については、GPA評価の対象としない。

5 修士課程又は博士課程前期の課程の修了に係る修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験並びに博士課程又は博士課程後期の課程の修了に係る博士論文の審査及び最終試験は、合否による判定及び成績通知を行う。

第19条 大学院における最長在学年限は、修士課程又は博士課程前期においては4年、博士課程後期においては6年とする。ただし、医学研究科及び薬学研究科の博士課程においては8年とする。

第20条 修士課程又は博士課程前期の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士課程の修了の要件は、大学院に5年(修士課程又は博士課程前期に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年(修士課程又は博士課程前期に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

3 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「5年(修士課程又は博士課程前期に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年(修士課程又は博士課程前期に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年(修士課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 前2項の規定にかかわらず、第31条第1項に規定する者が、博士課程後期に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

5 医学研究科及び薬学研究科の博士課程については、第2項中「5年(修士課程又は博士課程前期に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「4年」と、「3年(修士課程又は博士課程前期に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年」と読み替えて、これらの規定を適用し、前2項の規定は、適用しない。

第20条の2 第6条の5の規定により本学の大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法(昭和22年法律第26号)第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り、)を本学の大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学の大学院の修士課程又は博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く。)の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学の大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

2 前項の規定は、修士課程を修了した者の前条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する博士課程における在学期間(同条第2項の規定により博士課程における在学期間を含む修士課程における在学期間を除く。)については、適用しない。

第21条 中学校教諭1種、高等学校教諭1種免許状又は養護教諭1種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る中学校教諭専修免許状、高等学校教諭専修免許状又は養護教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の大学院の研究科において取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、次の表のとおりとする。

教育職員免許法別表第1(第5条関係)

研究科	専攻	免許状の種類及び免許教科	
		中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状
人文科学研究科	史学専攻	社会	地理歴史
	日本語日本文学専攻	国語	国語
	英語学英米文学専攻	外国語(英語)	外国語(英語)
	独語学独文学専攻	外国語(ドイツ語)	外国語(ドイツ語)
	仏語学仏文学専攻	外国語(フランス語)	外国語(フランス語)
	社会・文化論専攻	社会	公民
	教育・臨床心理専攻		
法学研究科	公法専攻	社会	公民
	民刑事法専攻		
経済学研究科	経済学専攻	社会	公民
商学研究科	商学専攻		商業
理学研究科	応用数学専攻	数学	数学
	応用物理学専攻	理科	理科
	化学専攻		
	地球圏科学専攻		
工学研究科	機械工学専攻		工業
	電気工学専攻		
	電子情報工学専攻		
	化学システム工学専攻		
	建設工学専攻		

スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	保健体育	保健体育
-------------	------------	------	------

教育職員免許法別表第2(第5条関係)

研究科	専攻	免許状の種類
医学研究科	看護学専攻	養護教諭専修免許状

第5章 学位及びその授与

第22条 修士の学位の授与は、第20条の修士課程又は博士課程前期を修了した者に対し、大学院委員会の議を経て、学長がこれを決定する。

第23条 削除

第24条 博士の学位の授与は、第20条の博士課程を修了した者に対し、大学院委員会の議を経て、学長がこれを決定する。

第25条 削除

第26条 第24条の規定にかかわらず、大学院の博士課程を修了しない者であっても、論文を提出し、博士の学位を請求した者について、論文審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術について、博士課程を修了した者と同等以上の広い学識と、高度の研究能力を有する者と確認されたときは、学長は、大学院委員会の議を経て、博士の学位の授与を決定することができる。

第27条 修士又は博士の学位及びその授与については、この章のほか、福岡大学大学院学位規程に定めるところによる。

第6章 学年、学期及び休日

第28条 大学院の学年、学期及び休日については、福岡大学学則第13条から第15条までを準用する。

第7章 入学、再入学、転学、転研究科、転専攻、休学、復学、退学、満期退学、除籍及び懲戒

第29条 入学を許可する時期は、学年の始めとする。ただし、各研究科の定めるところにより、教育上支障がない場合は、学年の途中においても学期の区分に従い、学長は、入学を許可することができる。

第30条 修士課程又は博士課程前期への入学は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、所定の検定に合格した者に対し、学長がこれを許可する。

- (1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、

本学の大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(10) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学の大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(11) 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 前項第10号及び第11号の学力検査は、研究科通常委員会がこれを行う。

第31条 博士課程後期への入学は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、所定の検定に合格した者に対し、学長がこれを許可する。

(1) 修士の学位を有する者又は学校教育法第104条第1項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

2 前項第6号及び第8号の学力検査は、当該研究科通常委員会がこれを行う。

3 医学研究科博士課程への入学は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、所定の検定に合格した者に対し、学長がこれを許可する。

(1) 大学(医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程)を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程)を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程)を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(5) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (6) 修士課程又は専門職大学院の課程を修了した者及び修士の学位の授与を受けることのできる者並びに前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者で本研究科において、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 大学(医学、歯学、薬学及び獣医学を履修する課程を除く。)を卒業し、又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本研究科において、当該研究の成果等により、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
 - (8) 大学(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)を修了した者であって、本研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
 - (9) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- 4 薬学研究科博士課程への入学は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、所定の検定に合格した者に対し、学長がこれを許可する。
- (1) 大学(医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程)を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程)を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程)を修了した者
 - (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (5) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 修士課程を修了した者及び修士の学位の授与を受けることのできる者で本研究科において、大学の薬学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

第32条 入学を志願する者は、所定の書類に検定料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

第33条 修士課程又は博士課程前期の入学者の選考は、筆記試験、面接及び学業成績証明書等を総合し、各研究科が定める方法によりこれを行う。

第34条 博士課程後期の入学者の選考は、筆記試験、面接(口頭試問を含む。)、修士の学位論文又はこれに代わるもの及び学業成績証明書等を総合し、各研究科が定める方法によりこれを行う。

2 医学研究科及び薬学研究科の博士課程の入学者の選考は、筆記試験、面接(口頭試問を含む。))及び学業成績証明書等を総合し、各研究科が定める方法によりこれを行う。

第35条 選考に合格した者は、所定の入学誓書、保証書、その他の書類に入学金及び授業料等納入金(第

1期分)を添えて、指定期間内に学長に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる者については、入学金の全額を免除する。

- (1) 本学の学部3年次を終了し、飛び級により大学院に入学する者又は本学の学部を早期卒業し、大学院に入学する者
- (2) 本学の修士課程又は博士課程前期を修了した者で、同一研究科の博士課程後期又は博士課程に入学するもの
- (3) 本学の修士課程又は博士課程前期を修了した者で、他の研究科の修士課程、博士課程前期、博士課程後期又は博士課程に入学するもの

2 学長は、前項本文の手續を完了した者に入学を許可する。

3 正当な理由なくして第1項本文に規定する入学手續を怠る者は、入学を許可しない。

4 入学手續完了後において、やむを得ず入学を辞退する場合、別に定める期日までに入学辞退届を学長に提出し受理された者に限り、入学金以外の授業料等納入金を返還することができる。

第36条 他大学の大学院の学生が、所属の大学院研究科の長の承諾書を添えて本学の大学院に転学を志願したときは、学長は、選考の上、学年の始めに限りこれを許可することがある。

第37条 学生が他大学の大学院への転学を志願するときは、学長に届け出るものとする。

第37条の2 学生が本学の同一課程における他の研究科への転研究科を志願するときは、学長は、別に定めるところにより、これを許可することがある。

2 学生が所属する研究科の同一課程における他の専攻への転専攻を志願するときは、学長は、当該研究科の定めるところにより、研究科通常委員会の議を経て、これを許可することがある。

第38条 学生が病気その他のやむを得ない理由で長期にわたり欠席しようとするときは、保証人連署をもって、所定の期日までに学長に届け出て、休学することができる。

2 休学の1期間は、当該年度内の前期、後期又は1年間とする。ただし、医学研究科博士課程は、原則として当該年度1年間とする。

3 休学の開始の時期は、前期又は後期の始めとする。ただし、入学年度の前期については、原則として休学することができない。

4 休学は、通算して2年を超えることはできない。

5 休学期間は、在学期間に算入しない。

第38条の2 学生が結核性その他感染性の疾患により療養の必要があると認められるときは、学長は、通常委員会の議を経て、これに休学を命ずることがある。

第39条 休学している者は、休学期間満了までに復学、休学又は退学のいずれかの所定の手續をしなければならない。

第39条の2 休学している者が復学をしようとするときは、保証人連署をもって、所定の期日までに学長に届け出て、復学することができる。

2 復学の時期は、学期の始めとする。

第40条 学生が退学しようとするときは、その理由を具し、保証人連署をもって、学長に届け出るものとする。ただし、疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

2 博士課程後期にあつては3年以上、医学研究科及び薬学研究科の博士課程にあつては4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのみで退学を申し出た者は、満期退学とする。

3 満期退学を希望する者は、所定の期日までに論文指導教員の承認を経て、当該研究科長を通じ学長に届け出なければならない。

第41条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、除籍を行う。

- (1) 授業料等納入金を納入しない者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく、出席常でない者
- (4) 第19条に規定する最長在学年限を超えた者

(5) 死亡した者

(6) 休学期間満了時に、正当な理由がなく復学、休学又は退学のいずれの手続も行わない者

第42条 退学者及び満期退学者が再入学を願い出たときは、学長は、当該研究科通常委員会の議を経て、これを許可することがある。

2 再入学を願い出た者には、必要に応じて学力検査又は面接を行う。

3 除籍された者が再入学を願い出た場合は、前2項に準ずる。

第43条 本学の規則に違反し、学内の秩序を乱し、又は学生の本分に反する者は、学長が定める手続に基づき、これを懲戒する。

2 前項の規定による懲戒は、訓告、停学及び退学とする。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してこれを行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第8章 授業料等納入金

第44条 学生は、別に定める期日までに、別表第11の(3)に定める授業料等納入金を納入しなければならない。

2 授業料等納入金を所定の期日までに完納しなかったときは、除籍する。

3 授業料等納入金に関する細部は、別に定める。

4 特殊の事情ある学生の授業料等納入金の減免については、福岡大学学則第48条の規定を準用する。

第44条の2 学生は、次の科目を受講するときは、別表第12に定める受講料を納入しなければならない。

(1) 福岡大学学則第31条に定める各学科の授業科目

(2) 専ら教職課程、博物館学芸員課程及び社会教育主事課程の科目として本学の各学科に設置する課程科目

2 実習、研修その他特別の費用を必要とする授業科目を履修する学生は、別に定めるところに従い、実習・研修費等としてこれら諸費用を納入しなければならない。

第9章 委託学生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、外国人特別留学生、外国人留学生及び研究生

第45条 委託学生とは、官公庁又は外国政府その他の委託により、第30条及び第31条の規定によらないで、大学院の修士課程又は博士課程の学修を許可された学生をいう。

第46条 委託学生は、正規の学生の学修に妨げのない限り、選考の上許可することがある。

2 委託学生の納める授業料等納入金に関する規程は、別にこれを定める。

第47条 大学院は、委託学生が履修した授業科目に対し、成績評価を行うことができる。

2 前項の成績評価の結果、合格となった授業科目については、成績証明書を交付する。

第48条 委託学生については、本章の規定のほか、正規の学生についての規定を準用する。ただし、第5章の規定は、この限りでない。

第49条 大学院の授業科目について本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の受講を志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として許可することがある。

2 受講を志願する者は、別表第13に定める選考料を納入しなければならない。既に納入した選考料は、これを返還しない。

第50条 大学院は、科目等履修生が受講した授業科目に対し、成績評価を行うことができる。

2 前項の成績評価の結果、合格となった授業科目については、願出により、その授業科目についての単位修得証明書を交付する。

第51条 受講を許可された者は、別表第13に掲げるところにより、受講料を納入しなければならない。既に納入した受講料は、これを返還しない。

第51条の2 他大学の大学院の学生で、本学の大学院における授業科目の履修を志願する者があるときは、学長は、研究科通常委員会と当該他大学の大学院との協議を経て、特別聴講学生として受入れ

を許可することができる。

- 2 他大学の大学院の学生で、本学の大学院における研究指導を志願する者があるときは、学長は、研究科通常委員会と当該他大学の大学院との協議を経て、特別研究学生として受入れを許可することができる。
- 3 外国の大学院の学生で、本学の大学院における授業科目の履修又は研究指導を志願する者があるときは、学長は、研究科通常委員会と当該外国の大学院との協議又は本学と学外機関との協議を経て、外国人特別留学生として受入れを許可することができる。
- 4 外国人で本学の大学院に入学を志願する者があるときは、学長は、当該研究科通常委員会の議を経て、外国人留学生として受入れを許可することができる。
- 5 大学院の科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、外国人特別留学生及び外国人留学生に関する取扱いは、別に定める。

第52条 大学院に大学院研究生を受け入れることができる。

- 2 大学院研究生に関する取扱いは、別にこれを定める。
- 3 前2項の研究生の選考料及び研究指導料は、別表第13のとおりとする。

第10章 図書館

第53条 学生の図書の利用については、別に定める。

第11章 厚生、保健施設及び奨学制度

第54条 厚生、保健施設及び奨学制度については、別に規程で定める。

附 則(令和5年11月24日)

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月28日)

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 別表第11に定める検定料の額は、令和7年度入学志願者から適用する。

附 則(令和6年12月26日)

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 研究科共通科目

授業科目、単位及び履修方法

授業科目	単位数
EAP特論 I	2
EAP特論 II	2

- 1 大学院研究科共通科目を修了要件単位数に算入するときは、4単位を限度とする。
- 2 大学院研究科共通科目の履修については、当該学生の指導教員の指示に従うものとする。

別表第2 人文科学研究科

第1 史学専攻博士課程前期の授業科目、単位及び履修方法

部門	授業科目	単位数
日本史専修	日本史演習	4又は8
	日本史特講 I a	2
	日本史特講 I b	2
	日本史特講 I c	2
	日本史特講 I d	2
	日本史特講 II a	2
	日本史特講 II b	2
	日本史特講 II c	2
	日本史特講 II d	2
	日本史特講 III a	2

	日本史特講Ⅲb	2
	日本史特講Ⅲc	2
	日本史特講Ⅲd	2
	日本史特講Ⅳa	2
	日本史特講Ⅳb	2
	日本史特講Ⅳc	2
	日本史特講Ⅳd	2
	日本史特講Ⅴa	2
	日本史特講Ⅴb	2
	日本史特講Ⅴc	2
	日本史特講Ⅴd	2
	日本史特講Ⅵa	2
	日本史特講Ⅵb	2
	日本史特講Ⅵc	2
	日本史特講Ⅵd	2
	日本史史料講読A	4
	日本史史料講読B	4
東洋史専修	東洋史演習	4又は8
	東洋史特講Ⅰa	2
	東洋史特講Ⅰb	2
	東洋史特講Ⅰc	2
	東洋史特講Ⅰd	2
	東洋史特講Ⅱa	2
	東洋史特講Ⅱb	2
	東洋史特講Ⅱc	2
	東洋史特講Ⅱd	2
	東洋史特講Ⅲa	2
	東洋史特講Ⅲb	2
	東洋史特講Ⅲc	2
	東洋史特講Ⅲd	2
	東洋史史料講読A	4
	東洋史史料講読B	4
西洋史専修	西洋史演習	4又は8
	西洋史特講Ⅰa	2
	西洋史特講Ⅰb	2
	西洋史特講Ⅰc	2
	西洋史特講Ⅰd	2
	西洋史特講Ⅱa	2
	西洋史特講Ⅱb	2
	西洋史特講Ⅱc	2
	西洋史特講Ⅱd	2
	西洋史特講Ⅲa	2
	西洋史特講Ⅲb	2
	西洋史特講Ⅲc	2

	西洋史特講Ⅲd	2
	西洋史特講Ⅳa	2
	西洋史特講Ⅳb	2
	西洋史特講Ⅳc	2
	西洋史特講Ⅳd	2
	西洋史特講Ⅴa	2
	西洋史特講Ⅴb	2
	西洋史特講Ⅴc	2
	西洋史特講Ⅴd	2
	西洋史史料講読A	4
	西洋史史料講読B	4
考古学専修	考古学演習	4又は8
	考古学特講Ⅰa	2
	考古学特講Ⅰb	2
	考古学特講Ⅰc	2
	考古学特講Ⅰd	2
	考古学特講Ⅱa	2
	考古学特講Ⅱb	2
	考古学特講Ⅱc	2
	考古学特講Ⅱd	2
	考古学特講Ⅲa	2
	考古学特講Ⅲb	2
	考古学特講Ⅲc	2
	考古学特講Ⅲd	2
	考古学特講Ⅳa	2
	考古学特講Ⅳb	2
	考古学特講Ⅳc	2
	考古学特講Ⅳd	2
	考古学方法論A	4
	考古学方法論B	4

- 1 学生の標準修業年限は2年とし、所定の授業科目について、合計32単位以上を修得しなければならない。
- 2 一つの専修部門を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 3 専修科目の演習担当者を指導教員とし、授業科目の選択、学位論文の作成、その他研究一般についてその指導を受けなければならない。
- 4 専修科目の演習8単位、特講8単位及び史料講読又は方法論のA、Bいずれか4単位、合計20単位を必修科目として履修し、当該又は他の専修部門の授業科目のうちから12単位以上を選択科目として履修しなければならない。
特講a、b、c、dは授業内容を異にし、a、bとc、dは隔年で開講する。a、cは前期、b、dは後期に開講するものとする。
専修科目の演習は2年間8単位の履修を原則とするが、他に選択科目として1年間4単位の履修を認めることがある。
- 5 指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合は、第1項の32単位に加えて、他の専攻及び他研究科博士課程前期及び修士課程の授業科目を、12単位を限度に履修することができる。

6 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

第2 史学専攻博士課程後期の研究指導科目、単位及び履修方法

部門	研究指導科目	単位数
日本史専修	日本史学特別研究Ⅰ	12
	日本史学特別研究Ⅱ	12
	日本史学特別研究Ⅲ	12
	日本史学特論Ⅰ	4
	日本史学特論Ⅱ	4
	日本史学特論Ⅲ	4
東洋史専修	東洋史学特別研究Ⅰ	12
	東洋史学特別研究Ⅱ	12
	東洋史学特論Ⅰ	4
	東洋史学特論Ⅱ	4
西洋史専修	西洋史学特別研究Ⅰ	12
	西洋史学特別研究Ⅱ	12
	西洋史学特論Ⅰ	4
	西洋史学特論Ⅱ	4
考古学専修	考古学特別研究Ⅰ	12
	考古学特別研究Ⅱ	12
	考古学特論Ⅰ	4
	考古学特論Ⅱ	4

- 1 学生の標準修業年限は3年とし、所定の研究指導科目について、合計12単位以上を修得しなければならない。ただし、優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 研究指導科目のうちから一つの特別研究科目を選定し、これをその学生の専修科目とする。その専修科目を必修とし、12単位を修得しなければならない。
- 3 専修科目の研究指導(特別研究)担当者を当該学生の指導教員とし、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導に従うものとする。
- 4 指導教員が、当該学生の研究上特に必要と認めた場合には、専修科目以外の特論科目を履修することができる。
- 5 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

第3 日本語日本文学専攻博士課程前期の授業科目、単位及び履修方法

授業科目	単位数
日本語学特講Ⅰa	2
日本語学特講Ⅰb	2
日本語学特講Ⅰc	2
日本語学特講Ⅰd	2
日本語学演習Ⅰ	4又は8
日本語学特講Ⅱa	2
日本語学特講Ⅱb	2
日本語学特講Ⅱc	2
日本語学特講Ⅱd	2
日本語学演習Ⅱ	4又は8
日本語学特講Ⅲa	2

日本語学特講Ⅲb	2
日本語学特講Ⅲc	2
日本語学特講Ⅲd	2
日本語学演習Ⅲ	4又は8
日本文学特講Ⅰa	2
日本文学特講Ⅰb	2
日本文学特講Ⅰc	2
日本文学特講Ⅰd	2
日本文学演習Ⅰ	4又は8
日本文学特講Ⅱa	2
日本文学特講Ⅱb	2
日本文学特講Ⅱc	2
日本文学特講Ⅱd	2
日本文学演習Ⅱ	4又は8
日本文学特講Ⅲa	2
日本文学特講Ⅲb	2
日本文学特講Ⅲc	2
日本文学特講Ⅲd	2
日本文学演習Ⅲ	4又は8
日本文学特講Ⅳa	2
日本文学特講Ⅳb	2
日本文学特講Ⅳc	2
日本文学特講Ⅳd	2
日本文学演習Ⅳ	4又は8
日本文学特講Ⅴa	2
日本文学特講Ⅴb	2
日本文学特講Ⅴc	2
日本文学特講Ⅴd	2
日本文学演習Ⅴ	4又は8
日本文学特講Ⅵa	2
日本文学特講Ⅵb	2
日本文学特講Ⅵc	2
日本文学特講Ⅵd	2
日本文学演習Ⅵ	4又は8
日本文学特講Ⅶa	2
日本文学特講Ⅶb	2
日本文学特講Ⅶc	2
日本文学特講Ⅶd	2
日本文学演習Ⅶ	4又は8
日本語学研究Ⅰa	2
日本語学研究Ⅰb	2
日本語学研究Ⅰc	2
日本語学研究Ⅰd	2
日本語学研究Ⅱa	2
日本語学研究Ⅱb	2

日本語学研究Ⅱc	2
日本語学研究Ⅱd	2
日本文学研究Ⅰa	2
日本文学研究Ⅰb	2
日本文学研究Ⅰc	2
日本文学研究Ⅰd	2
日本文学研究Ⅱa	2
日本文学研究Ⅱb	2
日本文学研究Ⅱc	2
日本文学研究Ⅱd	2
日本文学研究Ⅲa	2
日本文学研究Ⅲb	2
日本文学研究Ⅲc	2
日本文学研究Ⅲd	2
日本文学研究Ⅳa	2
日本文学研究Ⅳb	2
日本文学研究Ⅳc	2
日本文学研究Ⅳd	2
特別講義Ⅰa	2
特別講義Ⅰb	2
特別講義Ⅰc	2
特別講義Ⅰd	2
特別講義Ⅱa	2
特別講義Ⅱb	2
特別講義Ⅱc	2
特別講義Ⅱd	2
特別講義Ⅲa	2
特別講義Ⅲb	2
特別講義Ⅲc	2
特別講義Ⅲd	2

- 1 学生の標準修業年限は2年とし、所定の授業科目について、合計32単位以上を修得しなければならない。
- 2 授業科目のうちから、一つの演習及びこれと同じ教員が担当する二つの特講を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 3 専修科目の演習担当者を指導教員とし、授業科目の選択、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けなければならない。
- 4 専修科目の演習8単位及び特講4単位を必修科目として履修し、その他の授業科目のうちから20単位以上を選択科目として履修しなければならない。
- 5 専修科目の演習は2年間8単位の履修を原則とするが、専修科目としない演習は、選択科目として1年間4単位の履修を認めることがある。
- 6 同一名称にa、b、c、dを付した特講、研究及び特別講義のうち、a、bは西暦偶数年度、c、dは西暦奇数年度に開講し、a、cはその年度の前期、b、dは後期に開講する。専修科目、選択科目のいずれを選定する場合も、これらを自由に組み合わせて所定の単位とすることができる。
- 7 指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合は、他の専攻博士課程前期及び修士課程の授業科目を、8単位を限度に選択科目として履修することができる。

8 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

第4 日本語日本文学専攻博士課程後期の研究指導科目、単位及び履修方法

研究指導科目	単位数
日本語学特別研究Ⅰ	4又は12
日本語学特別研究Ⅱ	4又は12
日本語学特論Ⅰ	4
日本語学特論Ⅱ	4
日本文学特別研究Ⅰ	4又は12
日本文学特別研究Ⅱ	4又は12
日本文学特論Ⅰ	4
日本文学特論Ⅱ	4

- 1 学生の標準修業年限は3年とし、所定の研究指導科目について、合計12単位以上を修得しなければならない。ただし、優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 研究指導科目のうちから一つの特別研究科目を選定し、これをその学生の専修科目とする。その専修科目を必修とし、12単位を修得しなければならない。
- 3 専修科目の研究指導(特別研究)担当者を当該学生の指導教員とし、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導に従うものとする。
- 4 特別研究科目は3年間12単位の履修を原則とするが、指導教員が研究上特に必要と認めた場合には、専修科目とせず1年間4単位の履修を認めることがある。
- 5 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

第5 英語学英米文学専攻博士課程前期の授業科目、単位及び履修方法

授業科目	単位数
英語学特殊講義Ⅰa	2
英語学特殊講義Ⅰb	2
英語学演習Ⅰ	4又は8
英語学特殊講義Ⅱa	2
英語学特殊講義Ⅱb	2
英語学演習Ⅱ	4又は8
英語学特殊講義Ⅲa	2
英語学特殊講義Ⅲb	2
英語学演習Ⅲ	4又は8
英語学特殊講義Ⅳa	2
英語学特殊講義Ⅳb	2
英語学演習Ⅳ	4又は8
英語学特殊講義Ⅴa	2
英語学特殊講義Ⅴb	2
英語学演習Ⅴ	4又は8
英語学特別講義Ⅰ	2
英語学特別講義Ⅱ	2
英文学特殊講義Ⅰa	2
英文学特殊講義Ⅰb	2
英文学演習Ⅰ	4又は8
英文学特殊講義Ⅱa	2
英文学特殊講義Ⅱb	2

英文学演習Ⅱ	4又は8
英文学特殊講義Ⅲa	2
英文学特殊講義Ⅲb	2
英文学演習Ⅲ	4又は8
英文学特殊講義Ⅳa	2
英文学特殊講義Ⅳb	2
英文学演習Ⅳ	4又は8
英文学特殊講義Ⅴa	2
英文学特殊講義Ⅴb	2
英文学演習Ⅴ	4又は8
英文学特別講義Ⅰ	2
英文学特別講義Ⅱ	2
米文学特殊講義Ⅰa	2
米文学特殊講義Ⅰb	2
米文学演習Ⅰ	4又は8
米文学特殊講義Ⅱa	2
米文学特殊講義Ⅱb	2
米文学演習Ⅱ	4又は8
米文学特殊講義Ⅲa	2
米文学特殊講義Ⅲb	2
米文学演習Ⅲ	4又は8
米文学特別講義Ⅰ	2
米文学特別講義Ⅱ	2
英語教育学特殊講義Ⅰa	2
英語教育学特殊講義Ⅰb	2
英語教育学演習Ⅰ	4又は8
英語教育学特殊講義Ⅱa	2
英語教育学特殊講義Ⅱb	2
英語教育学演習Ⅱ	4又は8

- 1 学生の標準修業年限は2年とし、所定の授業科目について、合計32単位以上を修得しなければならない。
- 2 授業科目のうちから、一つの特殊講義及び演習を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 3 専修科目の演習担当者を指導教員とし、授業科目の選択、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けなければならない。
- 4 専修科目の演習8単位及び講義4単位、合計12単位を必修科目として履修し、その他の授業科目のうちから20単位以上を選択科目として履修しなければならない。
- 5 専修科目の演習は2年間8単位の履修を原則とするが、専修科目としない演習は、選択科目として1年間4単位の履修を認めることがある。
- 6 指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合は、第4項の規定にかかわらず、他の専攻博士課程前期の授業科目を8単位を限度に選択科目として履修することができる。
- 7 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

第6 英語学英米文学専攻博士課程後期の研究指導科目、単位及び履修方法

研究指導科目	単位数
英語学特別研究Ⅰ	4又は12
英語学特別研究Ⅱ	4又は12

英語学特別研究Ⅲ	4又は12
英語学特論Ⅰ	4
英語学特論Ⅱ	4
英語学特論Ⅲ	4
英文学特別研究Ⅰ	4又は12
英文学特別研究Ⅱ	4又は12
英文学特別研究Ⅲ	4又は12
英文学特別研究Ⅳ	4又は12
英文学特論Ⅰ	4
英文学特論Ⅱ	4
英文学特論Ⅲ	4
英文学特論Ⅳ	4
英文学特論Ⅴ	4
米文学特別研究Ⅰ	4又は12
米文学特別研究Ⅱ	4又は12
米文学特論Ⅰ	4
米文学特論Ⅱ	4

- 1 学生の標準修業年限は3年とし、所定の研究指導科目について、合計12単位以上を修得しなければならない。ただし、優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 研究指導科目の中から一つの特別研究科目を選定し、これをその学生の専修科目とする。その専修科目を必修とし、12単位を修得しなければならない。
- 3 特別研究科目は3年間12単位の履修を原則とするが、専修科目としない場合は、1年間4単位の履修も認めることがある。
- 4 専修科目の研究指導(特別研究)担当者を当該学生の指導教員とし、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導に従うものとする。
- 5 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

第7 独語学独文学専攻博士課程前期の授業科目、単位及び履修方法

授業科目	単位数
独語学特殊講義Ⅰa	2
独語学特殊講義Ⅰb	2
独語学演習Ⅰ	4又は8
独語学特殊講義Ⅱa	2
独語学特殊講義Ⅱb	2
独語学演習Ⅱ	4又は8
独語学特殊講義Ⅲa	2
独語学特殊講義Ⅲb	2
独語学演習Ⅲ	4又は8
独語学特殊講義Ⅳa	2
独語学特殊講義Ⅳb	2
独語学特殊講義Ⅴa	2
独語学特殊講義Ⅴb	2
独語学特別講義Ⅰ	2
独語学特別講義Ⅱ	2
独文学特殊講義Ⅰa	2

独文学特殊講義 I b	2
独文学演習 I	4又は8
独文学特殊講義 II a	2
独文学特殊講義 II b	2
独文学演習 II	4又は8
独文学特殊講義 III a	2
独文学特殊講義 III b	2
独文学演習 III	4又は8
独文学特殊講義 IV a	2
独文学特殊講義 IV b	2
独文学演習 IV	4又は8
独文学特殊講義 V a	2
独文学特殊講義 V b	2
独文学演習 V	4又は8
独文学特殊講義 VI a	2
独文学特殊講義 VI b	2
独文学演習 VI	4又は8
ヨーロッパ学特殊講義 I a	2
ヨーロッパ学特殊講義 I b	2
ヨーロッパ学演習 I	4又は8
ヨーロッパ学特殊講義 III a	2
ヨーロッパ学特殊講義 III b	2
独文学特別講義 I	2
独文学特別講義 II	2

- 1 学生の標準修業年限は2年とし、所定の授業科目について、合計32単位以上を修得しなければならない。
- 2 授業科目のうちから、一つの特講義及び演習を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 3 専修科目の演習担当者を指導教員とし、授業科目の選択、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けなければならない。
- 4 専修科目の演習8単位及び講義4単位、合計12単位を必修科目として履修し、その他の授業科目のうちから20単位以上を選択科目として履修しなければならない。
- 5 専修科目の演習は2年間8単位の履修を原則とするが、専修科目としない演習は、選択科目として1年間4単位の履修を認めることがある。
- 6 指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合は、第4項の規定にかかわらず、他の専攻博士課程前期の授業科目を、8単位を限度に選択科目として履修することができる。
- 7 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

第8 独語学独文学専攻博士課程後期の研究指導科目、単位及び履修方法

研究指導科目	単位数
独語学特別研究 I	4又は12
独語学特別研究 II	4又は12
独語学特別研究 III	4又は12
独語学特論 I	4
独語学特論 II	4
独語学特論 III	4
独文学特別研究 I	4又は12

独文学特別研究Ⅱ	4又は12
独文学特論Ⅰ	4
独文学特論Ⅱ	4
独文学特論Ⅲ	4
独文学特論Ⅳ	4

- 1 学生の標準修業年限は3年とし、所定の研究指導科目について、合計12単位以上を修得しなければならない。ただし、優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 研究指導科目のうちから一つの特別研究科目を選定し、これをその学生の専修科目とする。その専修科目を必修とし、12単位を修得しなければならない。
- 3 特別研究科目は3年間12単位の履修を原則とするが、専修科目としない場合は、1年間4単位の履修も認めることがある。
- 4 専修科目の研究指導(特別研究)担当者を当該学生の指導教員とし、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導に従うものとする。
- 5 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

第9 仏語学仏文学専攻博士課程前期の授業科目、単位及び履修方法

授業科目	単位数
仏語学特殊講義Ⅰa	2
仏語学特殊講義Ⅰb	2
仏語学演習Ⅰ	4又は8
仏語学特殊講義Ⅱa	2
仏語学特殊講義Ⅱb	2
仏語学演習Ⅱ	4又は8
仏語学特殊講義Ⅲa	2
仏語学特殊講義Ⅲb	2
仏語学演習Ⅲ	4又は8
仏語学特殊講義Ⅳa	2
仏語学特殊講義Ⅳb	2
仏語学演習Ⅳ	4又は8
仏語学特別講義Ⅰ	2
仏語学特別講義Ⅱ	2
仏文学特殊講義Ⅰa	2
仏文学特殊講義Ⅰb	2
仏文学演習Ⅰ	4又は8
仏文学特殊講義Ⅱa	2
仏文学特殊講義Ⅱb	2
仏文学演習Ⅱ	4又は8
仏文学特殊講義Ⅲa	2
仏文学特殊講義Ⅲb	2
仏文学演習Ⅲ	4又は8
仏文学特殊講義Ⅳa	2
仏文学特殊講義Ⅳb	2
仏文学演習Ⅳ	4又は8
仏文学特殊講義Ⅴa	2
仏文学特殊講義Ⅴb	2

仏文学演習 V	4又は8
仏文学特殊講義 VIa	2
仏文学特殊講義 VIb	2
仏文学演習 VI	4又は8
仏文学特別講義 I	2
仏文学特別講義 II	2
ヨーロッパ学特殊講義 II a	2
ヨーロッパ学特殊講義 II b	2
ヨーロッパ学演習 II	4又は8

- 1 学生の標準修業年限は2年とし、所定の授業科目について、合計32単位以上を修得しなければならない。
- 2 授業科目のうちから、一つの特設講義及び演習を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 3 専修科目の演習担当者を指導教員とし、授業科目の選択、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けなければならない。
- 4 専修科目の演習8単位及び講義4単位、合計12単位を必修科目として履修し、その他の授業科目のうちから20単位以上を選択科目として履修しなければならない。
- 5 専修科目の演習は2年間8単位の履修を原則とするが、専修科目としない演習は、選択科目として1年間4単位の履修を認めることがある。
- 6 指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合は、第4項の規定にかかわらず、他の専攻博士課程前期の授業科目を8単位を限度に選択科目として履修することができる。
- 7 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

第10 仏語学仏文学専攻博士課程後期の研究指導科目、単位及び履修方法

群	研究指導科目	単位数
第1群 仏語学	仏語学特別研究 I	4又は12
	仏語学特別研究 II	4又は12
	仏語学特論 I	4
	仏語学特論 II	4
第2群 近代仏文学	仏文学特別研究 I	4又は12
	仏文学特別研究 II	4又は12
	仏文学特別研究 III	4又は12
	仏文学特論 I	4
	仏文学特論 II	4
	仏文学特論 III	4
第3群 現代仏文学	仏文学特別研究 IV	4又は12
	仏文学特別研究 V	4又は12
	仏文学特別研究 VI	4又は12
	仏文学特論 IV	4
	仏文学特論 V	4
	仏文学特論 VI	4

- 1 学生の標準修業年限は3年とし、所定の研究指導科目について、合計12単位以上を修得しなければならない。ただし、優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 研究指導科目の中から一つの特設研究科目を選定し、これをその学生の専修科目とする。その専修科目を必修とし、12単位を修得しなければならない。

3 特別研究科目は3年間12単位の履修を原則とするが、専修科目としない場合は、1年間4単位の履修も認めることがある。

4 専修科目の研究指導(特別研究)担当者を当該学生の指導教員とし、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導に従うものとする。

5 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

第11 社会・文化論専攻修士課程の授業科目、単位及び履修方法

種目	分野	授業科目	単位数		
必修科目		社会・文化基礎論Ⅰ	2		
		社会・文化基礎論Ⅱ	2		
		社会・文化基礎論Ⅲ	2		
		社会・文化基礎論Ⅳ	2		
選択必修科目	人間社会	社会システム論演習Ⅰ	8		
		社会システム論演習Ⅱ	8		
		社会システム論特講Ⅰ	4		
		社会システム論特講Ⅱ	4		
	人間文化	文化構造論演習Ⅰ	8		
		文化構造論演習Ⅱ	8		
		文化構造論演習Ⅲ	8		
		文化構造論特講Ⅰ	4		
		文化構造論特講Ⅱ	4		
		文化構造論特講Ⅲ	4		
		思想文化論演習Ⅰ	8		
		思想文化論演習Ⅱ	8		
		思想文化論演習Ⅲ	8		
		思想文化論特講Ⅰ	4		
		思想文化論特講Ⅱ	4		
		思想文化論特講Ⅲ	4		
		表象文化論演習Ⅰ	8		
		表象文化論演習Ⅱ	8		
		表象文化論演習Ⅲ	8		
		表象文化論特講Ⅰ	4		
		表象文化論特講Ⅱ	4		
		表象文化論特講Ⅲ	4		
		選択科目		社会システム論文献講読Ⅰ	2
				社会システム論文献講読Ⅱ	2
				文化構造論文献講読Ⅰ	2
				文化構造論文献講読Ⅱ	2
	思想文化論文献講読Ⅰ		2		
	思想文化論文献講読Ⅱ		2		
	表象文化論文献講読Ⅰ		2		
	表象文化論文献講読Ⅱ		2		
	表象文化論文献講読Ⅲ		2		
	現代社会論		2		
	比較社会文化論		2		

	文化心理学	2
	人間性心理学	2
	応用倫理学	2
	言語文化論	2
	文化価値論	2

- 1 学生の標準修業年限は2年とし、所定の授業科目について、合計32単位以上を修得しなければならない。
- 2 「人間社会」及び「人間文化」の2分野のうち、いずれかの分野に属する一つの演習及び特講を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 3 専修科目の演習担当者を指導教員とし、授業科目の選択、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けなければならない。
- 4 必修科目8単位、専修科目の演習8単位及び特講4単位、選択科目12単位以上を履修しなければならない。
- 5 他専攻の開講科目については、指導教員の許可を得た上で、4単位を限度として履修することができる。
- 6 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

第12 教育・臨床心理専攻博士課程前期の授業科目、単位及び履修方法

種目	分野	授業科目	単位数
選択必修科目	教育	教育人間学特講Ⅰ	2
		教育人間学特講Ⅱ	2
		キャリア教育論特講Ⅰ	2
		キャリア教育論特講Ⅱ	2
		社会教育学特講Ⅰ	2
		社会教育学特講Ⅱ	2
		道德教育哲学特講Ⅰ	2
		道德教育哲学特講Ⅱ	2
		教育人間学演習Ⅰ	2
		教育人間学演習Ⅱ	2
		キャリア教育論演習Ⅰ	2
		キャリア教育論演習Ⅱ	2
		社会教育学演習Ⅰ	2
		社会教育学演習Ⅱ	2
		道德教育哲学演習Ⅰ	2
		道德教育哲学演習Ⅱ	2
		教育システム論特講Ⅰ	2
		教育システム論特講Ⅱ	2
		ジェンダーと教育論特講Ⅰ	2
		ジェンダーと教育論特講Ⅱ	2
		教師教育論特講Ⅰ	2
		教師教育論特講Ⅱ	2
異文化間教育論特講Ⅰ	2		
異文化間教育論特講Ⅱ	2		
教育システム論演習Ⅰ	2		
教育システム論演習Ⅱ	2		

		ジェンダーと教育論演習Ⅰ	2
		ジェンダーと教育論演習Ⅱ	2
		教師教育論演習Ⅰ	2
		教師教育論演習Ⅱ	2
		異文化間教育論演習Ⅰ	2
		異文化間教育論演習Ⅱ	2
	臨床心理	臨床心理学特講Ⅰ	2
		臨床心理学特講Ⅱ	2
		臨床心理学特別演習Ⅰ	2
		臨床心理学特別演習Ⅱ	2
選択科目		教育学研究特講Ⅰ	2
		教育学研究特講Ⅱ	2
		教育学研究特講Ⅲ	2
		教育調査・統計論特講	2
		臨床教育論特講	2
		保健医療分野に関する理論と支援の展開	2
		福祉分野に関する理論と支援の展開	2
		教育分野に関する理論と支援の展開	2
		司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2
		産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2
		心理的アセスメントに関する理論と実践	2
		心理支援に関する理論と実践	2
		家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2
		心の健康教育に関する理論と実践	2
		心理実践実習Ⅰ	2
		心理実践実習Ⅱ	2
		心理実践実習Ⅲ	2
		心理実践実習Ⅳ	2
		心理実践実習Ⅴ	2

- 1 標準修業年限は2年とし、所定の授業科目について、合計32単位以上を修得しなければならない。
- 2 学生は、「教育」及び「臨床心理」の2分野のうちから一つの分野を選定する。
- 3 学生は、選定した分野の選択必修科目の担当者のうち1人を指導教員とし、授業科目の選択、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けなければならない。
- 4 第1項の32単位は、次の区分により修得しなければならない。
 - (1) 選定した分野の選択必修科目のうちから特講4単位及び演習4単位
 - (2) 選定した分野の前号以外の選択必修科目及び選択科目のうちから24単位以上

第13 教育・臨床心理専攻博士課程後期の研究指導科目、単位及び履修方法

部門	研究指導科目	単位数
教育学	教育学特別研究Ⅰ	4又は12
	教育学特別研究Ⅱ	4又は12
	教育学特別研究Ⅲ	4又は12
	教育学特別研究Ⅳ	4又は12

	教育学特別研究 V	4又は12
	教育学特論 I	4
	教育学特論 II	4
	教育学特論 III	4
	教育学特論 IV	4
	教育学特論 V	4
臨床心理学	臨床心理学特別研究 I	4又は12
	臨床心理学特別研究 II	4又は12
	臨床心理学特別研究 III	4又は12
	臨床心理学特別研究 IV	4又は12
	臨床心理学特論 I	4
	臨床心理学特論 II	4
	臨床心理学特論 III	4
	臨床心理学特論 IV	4

- 1 学生の標準修業年限は3年とし、所定の研究指導科目について、合計12単位以上を修得しなければならない。
- 2 学生は一つの特別研究を選定し、これをその学生の専修科目とする。その専修科目を必修とし、12単位を修得しなければならない。
- 3 特別研究科目は3年間12単位の履修を原則とするが、専修科目としない場合は、1年間4単位の履修も認めることがある。
- 4 専修科目の研究指導(特別研究)担当者を当該学生の指導教員とし、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けるものとする。
- 5 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

別表第3 法学研究科

第1 公法専攻博士課程前期の授業科目、単位及び履修方法

主要科目		
部門	授業科目	単位数
憲法	憲法研究	8
	憲法講義 I	4
	憲法講義 II	4
	憲法講義 III	4
	憲法講義 IV	4
行政法	行政法研究	8
	行政法講義 I	4
	行政法講義 II	4
	行政法講義 III	4
税法	税法研究	8
	税法講義 I	4
	税法講義 II	4
国際法	国際法研究	8
	国際法講義 I	4
	国際法講義 II	4
	国際法講義 III	4
経済法	経済法研究	8

	經濟法講義 I	4
	經濟法講義 II	4
法理学	法理学研究	8
	法理学講義	4
法社会学	法社会学研究	8
	法社会学講義	4
法制史	法制史研究	8
	法制史講義	4
行政学	行政学研究	8
	行政学講義	4
政治学	政治学研究	8
	政治学講義 I	4
	政治学講義 II	4
	政治学講義 III	4
	政治学講義 IV	4
政治学史	政治学史研究	8
	政治学史講義 I	4
	政治学史講義 II	4
比較法	比較法研究	8
	比較法講義	4

特修科目	
授業科目	単位数
比較憲法講義	4
刑事法講義 I	4
刑事法講義 II	4
刑事法講義 III	4
刑事訴訟法講義 I	4
国際関係論講義	4
政治史講義	4
民法講義 I	4
民法講義 II	4
民法講義 III	4
民法講義 IV	4
民法講義 V	4
民法講義 VI	4
民法講義 VII	4
商法講義 I	4
商法講義 II	4
商法講義 III	4
商法講義 IV	4
商法講義 V	4
民事訴訟法講義 I	4
民事訴訟法講義 II	4

労働法講義 I	4
労働法講義 II	4
社会保障法講義 I	4
社会保障法講義 II	4
国際私法講義 I	4
国際私法講義 II	4
知的財産法講義	4
アジア企業法講義	4
法専門職論講義	2
英米法講義	2
ドイツ法講義	2
フランス法講義	2
特設講義 I	2
特設講義 II	2
特設講義 III	2
特設講義 IV	2
特設講義 V	2
特設講義 VI	2
特設講義 VII	2
特設講義 VIII	2

- 1 学生の標準修業年限は2年とし、所定の授業科目について、合計30単位以上を修得しなければならない。
- 2 主要科目のうちから研究及びその講義科目1科目を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 3 専修科目担当者を指導教員とし、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けなければならない。
- 4 第1項の30単位以上は、原則として、次の区分によって修得しなければならない。
専修科目のうちから講義科目4単位と研究科目8単位、専修科目以外の主要科目(講義)と特修科目(講義)のうちから選択科目として18単位以上を修得しなければならない。
- 5 授業科目の登録にあたり、指導教員の助言のもと、研究課題に沿った科目を選択するように努め、かつ、指導教員の承認を受けるものとする。
- 6 指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、他の研究科の博士課程前期の授業科目を履修し、8単位を限度として選択科目の単位として修得単位に算入することができる。
- 7 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

第2 公法専攻博士課程後期の授業科目、単位及び履修方法

研究指導科目
授業科目
憲法特別研究
行政法特別研究
税法特別研究
国際法特別研究
経済法特別研究
法理学特別研究
法社会学特別研究
法制史特別研究

行政学特別研究
政治学特別研究
政治学史特別研究
外国法特別研究

特修科目	
授業科目	単位数
憲法特別講義 I A	2
憲法特別講義 I B	2
憲法特別演習 I A	2
憲法特別演習 I B	2
憲法特別講義 II A	2
憲法特別講義 II B	2
憲法特別演習 II A	2
憲法特別演習 II B	2
行政法特別講義 I A	2
行政法特別講義 I B	2
行政法特別演習 I A	2
行政法特別演習 I B	2
行政法特別講義 II A	2
行政法特別講義 II B	2
行政法特別演習 II A	2
行政法特別演習 II B	2
行政法特別講義 III A	2
行政法特別講義 III B	2
行政法特別演習 III A	2
行政法特別演習 III B	2
税法特別講義 A	2
税法特別講義 B	2
税法特別演習 A	2
税法特別演習 B	2
国際法特別講義 I A	2
国際法特別講義 I B	2
国際法特別演習 I A	2
国際法特別演習 I B	2
国際法特別講義 II A	2
国際法特別講義 II B	2
国際法特別演習 II A	2
国際法特別演習 II B	2
経済法特別講義 A	2
経済法特別講義 B	2
経済法特別演習 A	2
経済法特別演習 B	2
法理学特別講義 A	2
法理学特別講義 B	2

法理学特別演習A	2
法理学特別演習B	2
法社会学特別講義A	2
法社会学特別講義B	2
法社会学特別演習A	2
法社会学特別演習B	2
法制史特別講義A	2
法制史特別講義B	2
法制史特別演習A	2
法制史特別演習B	2
行政学特別講義A	2
行政学特別講義B	2
行政学特別演習A	2
行政学特別演習B	2
政治学特別講義 I A	2
政治学特別講義 I B	2
政治学特別演習 I A	2
政治学特別演習 I B	2
政治学特別講義 II A	2
政治学特別講義 II B	2
政治学特別演習 II A	2
政治学特別演習 II B	2
政治学特別講義 III A	2
政治学特別講義 III B	2
政治学特別演習 III A	2
政治学特別演習 III B	2
政治学特別講義 IV A	2
政治学特別講義 IV B	2
政治学特別演習 IV A	2
政治学特別演習 IV B	2
政治学史特別講義A	2
政治学史特別講義B	2
政治学史特別演習A	2
政治学史特別演習B	2
外国法特別講義A	2
外国法特別講義B	2
外国法特別演習A	2
外国法特別演習B	2

- 1 学生の標準修業年限は3年とし、次に定める方法により、履修しなければならない。ただし、優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 研究指導科目のうちから1科目を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 3 専修科目として選定した研究指導科目の担当者を当該学生の指導教員とし、学位論文の作成、履修方法、その他研究一般について、その指導に従うものとする。
- 4 学生は、研究指導科目のほか、特修科目のうちから、合計8単位以上を修得しなければならない。

- 5 前項の8単位は、原則として、次の区分によって修得しなければならない。
- (1) 指導教員の担当する特修科目のうちから、必修科目として4単位を修得する。
 - (2) 指導教員の担当する特修科目又は他の教員の担当する特修科目のうちから、指導教員の指導のもとに選択し、選択科目として4単位以上を修得する。
 - (3) 指導教員が必要と認めたときは、前号の選択科目を、法学研究科博士課程後期の他の専攻で開講されている特修科目のうちから選択することができる。
- 6 指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合は、前項第2号の規定にかかわらず、通常委員会の議を経て、他の研究科博士課程後期の授業科目を履修し、4単位を限度として選択科目の修得単位に算入することができる。
- 7 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

第3 民刑事法専攻博士課程前期の授業科目、単位及び履修方法

主要科目		
部門	授業科目	単位数
民法	民法研究	8
	民法講義Ⅰ	4
	民法講義Ⅱ	4
	民法講義Ⅲ	4
	民法講義Ⅳ	4
	民法講義Ⅴ	4
	民法講義Ⅵ	4
	民法講義Ⅶ	4
商法	商法研究	8
	商法講義Ⅰ	4
	商法講義Ⅱ	4
	商法講義Ⅲ	4
	商法講義Ⅳ	4
	商法講義Ⅴ	4
民事訴訟法	民事訴訟法研究	8
	民事訴訟法講義Ⅰ	4
	民事訴訟法講義Ⅱ	4
刑事法	刑事法研究	8
	刑事法講義Ⅰ	4
	刑事法講義Ⅱ	4
	刑事法講義Ⅲ	4
刑事訴訟法	刑事訴訟法研究	8
	刑事訴訟法講義Ⅰ	4
労働法	労働法研究	8
	労働法講義Ⅰ	4
	労働法講義Ⅱ	4
社会保障法	社会保障法研究	8
	社会保障法講義Ⅰ	4
	社会保障法講義Ⅱ	4
国際私法	国際私法研究	8
	国際私法講義Ⅰ	4

	国際私法講義Ⅱ	4
知的財産法	知的財産法研究	8
	知的財産法講義	4
アジア企業法	アジア企業法研究	8
	アジア企業法講義	4

特修科目	
授業科目	単位数
比較憲法講義	4
国際関係論講義	4
政治史講義	4
行政学講義	4
政治学講義Ⅰ	4
政治学講義Ⅱ	4
政治学講義Ⅲ	4
政治学講義Ⅳ	4
政治学史講義Ⅰ	4
政治学史講義Ⅱ	4
法理学講義	4
法社会学講義	4
法制史講義	4
税法講義Ⅰ	4
税法講義Ⅱ	4
経済法講義Ⅰ	4
経済法講義Ⅱ	4
比較法講義	4
憲法講義Ⅰ	4
憲法講義Ⅱ	4
憲法講義Ⅲ	4
憲法講義Ⅳ	4
行政法講義Ⅰ	4
行政法講義Ⅱ	4
行政法講義Ⅲ	4
国際法講義Ⅰ	4
国際法講義Ⅱ	4
国際法講義Ⅲ	4
法専門職論講義	2
英米法講義	2
ドイツ法講義	2
フランス法講義	2
特設講義Ⅰ	2
特設講義Ⅱ	2
特設講義Ⅲ	2
特設講義Ⅳ	2
特設講義Ⅴ	2

特設講義Ⅵ	2
特設講義Ⅶ	2
特設講義Ⅷ	2

公法専攻博士課程前期の履修方法と同じ。

第4 民刑事法専攻博士課程後期の授業科目、単位及び履修方法

研究指導科目
授業科目
民法特別研究
商法特別研究
民事訴訟法特別研究
刑事法特別研究
労働法特別研究
社会保障法特別研究
国際私法特別研究
知的財産法特別研究

特修科目	
授業科目	単位数
民法特別講義ⅠA	2
民法特別講義ⅠB	2
民法特別演習ⅠA	2
民法特別演習ⅠB	2
民法特別講義ⅡA	2
民法特別講義ⅡB	2
民法特別演習ⅡA	2
民法特別演習ⅡB	2
民法特別講義ⅢA	2
民法特別講義ⅢB	2
民法特別演習ⅢA	2
民法特別演習ⅢB	2
商法特別講義ⅠA	2
商法特別講義ⅠB	2
商法特別演習ⅠA	2
商法特別演習ⅠB	2
商法特別講義ⅡA	2
商法特別講義ⅡB	2
商法特別演習ⅡA	2
商法特別演習ⅡB	2
商法特別講義ⅢA	2
商法特別講義ⅢB	2
商法特別演習ⅢA	2
商法特別演習ⅢB	2
商法特別講義ⅣA	2
商法特別講義ⅣB	2

商法特別演習IVA	2
商法特別演習IVB	2
民事訴訟法特別講義A	2
民事訴訟法特別講義B	2
民事訴訟法特別演習A	2
民事訴訟法特別演習B	2
刑事法特別講義 I A	2
刑事法特別講義 I B	2
刑事法特別演習 I A	2
刑事法特別演習 I B	2
刑事法特別講義 II A	2
刑事法特別講義 II B	2
刑事法特別演習 II A	2
刑事法特別演習 II B	2
刑事法特別講義 III A	2
刑事法特別講義 III B	2
刑事法特別演習 III A	2
刑事法特別演習 III B	2
労働法特別講義A	2
労働法特別講義B	2
労働法特別演習A	2
労働法特別演習B	2
社会保障法特別講義A	2
社会保障法特別講義B	2
社会保障法特別演習A	2
社会保障法特別演習B	2
国際私法特別講義A	2
国際私法特別講義B	2
国際私法特別演習A	2
国際私法特別演習B	2
知的財産法特別講義A	2
知的財産法特別講義B	2
知的財産法特別演習A	2
知的財産法特別演習B	2
アジア企業法特別講義A	2
アジア企業法特別講義B	2
アジア企業法特別演習A	2
アジア企業法特別演習B	2

公法専攻博士課程後期の履修方法と同じ。

別表第4 経済学研究科

第1 経済学専攻博士課程前期の授業科目、単位及び履修方法

主要科目		
分野	授業科目	単位数
基礎	ミクロ経済学基礎講義A	2
	ミクロ経済学基礎講義B	2

	マクロ経済学基礎講義A	2
	マクロ経済学基礎講義B	2
	計量経済学基礎講義A	2
	計量経済学基礎講義B	2
	比較経済史基礎講義A	2
	比較経済史基礎講義B	2
経済史学	経済史Ⅰ(アジア)講義A	2
	経済史Ⅰ(アジア)講義B	2
	経済史Ⅰ(アジア)演習	8
	経済史Ⅱ(西洋)講義A	2
	経済史Ⅱ(西洋)講義B	2
	経済史Ⅱ(西洋)演習	8
	経済史Ⅲ(日本)講義A	2
	経済史Ⅲ(日本)講義B	2
	経済史Ⅲ(日本)演習	8
	社会思想史講義A	2
	社会思想史講義B	2
	社会思想史演習	8
理論経済学	ミクロ経済学講義A	2
	ミクロ経済学講義B	2
	ミクロ経済学演習	8
	国際貿易理論講義A	2
	国際貿易理論講義B	2
	国際貿易理論演習	8
	理論経済学講義A	2
	理論経済学講義B	2
	理論経済学演習	8
	ゲーム理論講義A	2
	ゲーム理論講義B	2
	ゲーム理論演習	8
	協力ゲーム理論講義A	2
	協力ゲーム理論講義B	2
	協力ゲーム理論演習	8
	産業組織論講義A	2
	産業組織論講義B	2
	産業組織論演習	8
	経済数学講義A	2
	経済数学講義B	2
	経済数学演習	8
	社会的選択理論講義A	2
	社会的選択理論講義B	2
	社会的選択理論演習	8
	経済学史講義A	2
	経済学史講義B	2

	経済学史演習	8
	経済動学講義A	2
	経済動学講義B	2
	経済動学演習	8
	マクロ経済学講義A	2
	マクロ経済学講義B	2
	マクロ経済学演習	8
	応用マクロ経済学講義A	2
	応用マクロ経済学講義B	2
	応用マクロ経済学演習	8
応用経済学・経済政策学	経済政策理論講義A	2
	経済政策理論講義B	2
	経済政策理論演習	8
	公共経済学講義A	2
	公共経済学講義B	2
	公共経済学演習	8
	所得再分配論講義A	2
	所得再分配論講義B	2
	所得再分配論演習	8
	証券経済論講義A	2
	証券経済論講義B	2
	証券経済論演習	8
	米中日経済分析講義A	2
	米中日経済分析講義B	2
	米中日経済分析演習	8
	経済発展論講義A	2
	経済発展論講義B	2
	経済発展論演習	8
	金融論講義A	2
	金融論講義B	2
	金融論演習	8
	財政学講義A	2
	財政学講義B	2
	財政学演習	8
	租税論講義A	2
	租税論講義B	2
	租税論演習	8
	労働経済学講義A	2
	労働経済学講義B	2
	労働経済学演習	8
	確率過程ファイナンス講義A	2
	確率過程ファイナンス講義B	2
	確率過程ファイナンス演習	8
	環境経済学講義A	2

	環境経済学講義B	2
	環境経済学演習	8
	公共政策論講義A	2
	公共政策論講義B	2
	公共政策論演習	8
計量経済学・統計学	計量経済学講義A	2
	計量経済学講義B	2
	計量経済学演習	8
	経済時系列分析講義A	2
	経済時系列分析講義B	2
	経済時系列分析演習	8
	統計学・因果推論講義A	2
	統計学・因果推論講義B	2
	統計学・因果推論演習	8
	経済統計論講義A	2
	経済統計論講義B	2
	経済統計論演習	8
	統計計量解析講義A	2
	統計計量解析講義B	2
	統計計量解析演習	8
	オペレーションズ・リサーチ講義A	2
	オペレーションズ・リサーチ講義B	2
	オペレーションズ・リサーチ演習	8
行動経済学・地域科学	社会経済学講義A	2
	社会経済学講義B	2
	社会経済学演習	8
	アジア経済文化相関論講義A	2
	アジア経済文化相関論講義B	2
	アジア経済文化相関論演習	8
	社会工学講義A	2
	社会工学講義B	2
	社会工学演習	8
	都市情報論講義A	2
	都市情報論講義B	2
	都市情報論演習	8
	都市モデル解析講義A	2
	都市モデル解析講義B	2
	都市モデル解析演習	8
	都市システム解析講義A	2
	都市システム解析講義B	2
	都市システム解析演習	8
	地域経営論講義A	2
	地域経営論講義B	2
	地域経営論演習	8

データサイエンス講義A	2
データサイエンス講義B	2
データサイエンス演習	8

特修科目	
授業科目	単位数
景気変動論講義A	2
景気変動論講義B	2
農業経済学講義A	2
農業経済学講義B	2
企業システム論講義A	2
企業システム論講義B	2
数理統計講義A	2
数理統計講義B	2
経済学特設講義 I	2
経済学特設講義 II	2
経済学特設講義 III	2
経済学特設講義 IV	2
経済学特設講義 V	2
経済学特設講義 VI	2
経済学特設講義 VII	2
経済学特設講義 VIII	2
経済学特設講義 IX	2
経済学特設講義 X	2

- 1 学生の標準修業年限は2年とし、所定の授業科目について、合計30単位以上を修得しなければならない。
- 2 主要科目のうちから一つの演習科目を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 3 専修科目担当者を指導教員とし、授業科目の選択、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けなければならない。
- 4 第1項の30単位は、次の区分によって修得しなければならない。
 - (1) 専修科目の演習8単位
 - (2) 主要科目の講義及び特修科目のうちから22単位以上。ただし、基礎分野のうちから4単位以上修得しなければならない。
- 5 指導教員が、当該学生の研究上特に必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、他の研究科博士課程前期の履修しようとする授業科目について、その担当教員の承認を受け、8単位を限度に専修科目以外の修得単位数に算入することができる。
- 6 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

第2 経済学専攻博士課程後期の研究指導科目、特修科目、単位及び履修方法

専修部門	研究指導科目	単位数
アジア経済史専修	アジア経済史特別研究A	4
	アジア経済史特別研究B	4
	アジア経済史特別研究C	4
	アジア経済史特別研究D	4
	アジア経済史特別研究E	4
	アジア経済史特別研究F	4

経済学史専修	経済学史特別研究A	4
	経済学史特別研究B	4
	経済学史特別研究C	4
	経済学史特別研究D	4
	経済学史特別研究E	4
	経済学史特別研究F	4
社会経済学専修	社会経済学特別研究A	4
	社会経済学特別研究B	4
	社会経済学特別研究C	4
	社会経済学特別研究D	4
	社会経済学特別研究E	4
	社会経済学特別研究F	4
経済数学専修	経済数学特別研究A	4
	経済数学特別研究B	4
	経済数学特別研究C	4
	経済数学特別研究D	4
	経済数学特別研究E	4
	経済数学特別研究F	4
社会工学専修	社会工学特別研究A	4
	社会工学特別研究B	4
	社会工学特別研究C	4
	社会工学特別研究D	4
	社会工学特別研究E	4
	社会工学特別研究F	4
都市モデル解析専修	都市モデル解析特別研究A	4
	都市モデル解析特別研究B	4
	都市モデル解析特別研究C	4
	都市モデル解析特別研究D	4
	都市モデル解析特別研究E	4
	都市モデル解析特別研究F	4
オペレーションズ・リサーチ 専修	オペレーションズ・リサーチ特別研究A	4
	オペレーションズ・リサーチ特別研究B	4
	オペレーションズ・リサーチ特別研究C	4
	オペレーションズ・リサーチ特別研究D	4
	オペレーションズ・リサーチ特別研究E	4
	オペレーションズ・リサーチ特別研究F	4
ゲーム理論専修	ゲーム理論特別研究A	4
	ゲーム理論特別研究B	4
	ゲーム理論特別研究C	4
	ゲーム理論特別研究D	4
	ゲーム理論特別研究E	4
	ゲーム理論特別研究F	4
経済時系列分析専修	経済時系列分析特別研究A	4
	経済時系列分析特別研究B	4

	経済時系列分析特別研究C	4
	経済時系列分析特別研究D	4
	経済時系列分析特別研究E	4
	経済時系列分析特別研究F	4
都市システム解析専修	都市システム解析特別研究A	4
	都市システム解析特別研究B	4
	都市システム解析特別研究C	4
	都市システム解析特別研究D	4
	都市システム解析特別研究E	4
	都市システム解析特別研究F	4
米中日経済分析専修	米中日経済分析特別研究A	4
	米中日経済分析特別研究B	4
	米中日経済分析特別研究C	4
	米中日経済分析特別研究D	4
	米中日経済分析特別研究E	4
	米中日経済分析特別研究F	4
社会的選択理論専修	社会的選択理論特別研究A	4
	社会的選択理論特別研究B	4
	社会的選択理論特別研究C	4
	社会的選択理論特別研究D	4
	社会的選択理論特別研究E	4
	社会的選択理論特別研究F	4
応用マクロ経済学専修	応用マクロ経済学特別研究A	4
	応用マクロ経済学特別研究B	4
	応用マクロ経済学特別研究C	4
	応用マクロ経済学特別研究D	4
	応用マクロ経済学特別研究E	4
	応用マクロ経済学特別研究F	4

特修科目	単位数
経済学特別講義A	2
経済学特別講義B	2
経済学特別講義C	2
経済学特別講義D	2
経済学特別講義E	2
経済学特別講義F	2
経済学特別講義G	2
経済学特別講義H	2
経済学特別講義I	2
経済学特別講義J	2
経済学特別講義K	2
経済学特別講義L	2
経済学特別講義M	2
経済学特別講義N	2

- 1 学生の標準修業年限は3年とし、次に定める方法により、履修しなければならない。ただし、優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 学生は、一つの専修部門を選定し、この研究指導科目を専修科目として、24単位を修得しなければならない。
- 3 専修部門の研究指導担当者を当該学生の指導教員とし、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導に従うものとする。
- 4 学生は、専修科目のほか、特修科目のうちから2科目4単位以上を修得しなければならない。
- 5 指導教員が、当該学生の研究上特に必要と認めた場合には、次のとおりとする。
 - (1) 学生は、選定した専修部門以外の研究指導科目を履修することができる。ただし、この修得単位は、修了要件単位数に算入しない。
 - (2) 学生は、博士課程前期における主要科目(講義)及び特修科目を受講することができる。
- 6 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

別表第5 商学研究科

第1 商学専攻博士課程前期の授業科目、単位及び履修方法

主要科目		
コース	授業科目	単位数
商学研究コース	商業学講義	4
	商業学研究	8
	流通システム論講義	4
	流通システム論研究	8
	マーケティング論講義	4
	マーケティング論研究	8
	情報産業論講義	4
	情報産業論研究	8
	市場分析論講義	4
	市場分析論研究	8
	マーケティング・モデル講義	4
	マーケティング・モデル研究	8
	消費者行動講義	4
	消費者行動研究	8
	金融論講義	4
	金融論研究	8
	銀行論講義	4
	銀行論研究	8
	証券経済論講義	4
	証券経済論研究	8
	保険論講義	4
	保険論研究	8
	リスク・マネジメント論講義	4
	リスク・マネジメント論研究	8
交通経済論講義	4	
交通経済論研究	8	
国際交通論講義	4	
国際交通論研究	8	

	国際経済論講義	4
	国際経済論研究	8
	貿易論講義	4
	貿易論研究	8
	貿易政策講義	4
	貿易政策研究	8
	貿易商務論講義	4
	貿易商務論研究	8
	国際金融論講義	4
	国際金融論研究	8
	外国為替論講義	4
	外国為替論研究	8
	比較金融システム論講義	4
	比較金融システム論研究	8
	アメリカ経済論講義	4
	アメリカ経済論研究	8
	アジア経済論講義	4
	アジア経済論研究	8
	開発経済論講義	4
	開発経済論研究	8
	国際開発論講義	4
	国際開発論研究	8
	商業史講義	4
	商業史研究	8
	日本商業史講義	4
	日本商業史研究	8
経営学研究コース	経営学講義	4
	経営学研究	8
	経営管理論講義	4
	経営管理論研究	8
	経営組織論講義	4
	経営組織論研究	8
	経営財務論講義	4
	経営財務論研究	8
	ヒューマン・リソース・マネジメント講義	4
	ヒューマン・リソース・マネジメント研究	8
	現代企業論講義	4
	現代企業論研究	8
	中小企業経営論講義	4
	中小企業経営論研究	8
	国際経営論講義	4
	国際経営論研究	8
	オペレーションズ・リサーチ講義	4
	オペレーションズ・リサーチ研究	8

経営戦略論講義	4
経営戦略論研究	8
会計学講義	4
会計学研究	8
財務諸表論講義	4
財務諸表論研究	8
財務会計論講義	4
財務会計論研究	8
簿記学講義	4
簿記学研究	8
原価計算論講義	4
原価計算論研究	8
管理会計論講義	4
管理会計論研究	8
経営分析講義	4
経営分析研究	8
国際会計論講義	4
国際会計論研究	8
法人税法講義	4
法人税法研究	8

選択科目		
コース	授業科目	単位数
商学研究コース	貿易契約論講義	4
	国際経済事情講義	4
	商学特別講義Ⅰ	4
	商学特別講義Ⅱ	4
	商学特別講義Ⅲ	2
	商学特別講義Ⅳ	2
	商学特別講義Ⅴ	2
経営学研究コース	所得税法講義	4
	消費税法講義	4
	法人税法実務講義	4
	相続税法講義	4
	経営史講義	4
	会計監査講義	4
	経営学特別講義Ⅰ	4
	経営学特別講義Ⅱ	4
	経営学特別講義Ⅲ	2
	経営学特別講義Ⅳ	2
	経営学特別講義Ⅴ	2
共通科目	独語原書講読	4
	仏語原書講読	4

1 学生の標準修業年限は2年とし、所定の授業科目について、合計32単位以上を修得しなければ

ならない。

- 2 学生は「商学研究コース」及び「経営学研究コース」の2コースのうち、いずれかのコースを選定する。
- 3 学生は当該コースの主要科目のうち、1授業科目(講義・研究)を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 4 学生は専修科目の担当者を指導教員とし、授業科目の選択、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けなければならない。
- 5 第1項の32単位以上は、原則として、次の区分によって修得しなければならない。
 - (1) 当該コースから、専修科目12単位(第1年次で講義科目4単位、第1年次及び第2年次で研究科目8単位)、専修科目以外の主要科目(講義)及び選択科目のうちから8単位以上の計20単位以上。
 - (2) コースにかかわらず自由履修単位として、専修科目以外の主要科目(講義)及び選択科目のうちから12単位以上。
- 6 指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、他の研究科博士課程前期及び修士課程の履修しようとする授業科目について、その担当教員の承認を受け履修し、8単位を限度に自由履修単位として修得単位に算入することができる。
- 7 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

第2 商学専攻博士課程後期の研究指導科目、特修科目、単位及び履修方法

専修部門	研究指導科目	単位数
商業論専修	商業論特別研究Ⅰa	4
	商業論特別研究Ⅰb	4
	商業論特別研究Ⅱa	4
	商業論特別研究Ⅱb	4
	商業論特別研究Ⅲa	4
	商業論特別研究Ⅲb	4
流通論専修	流通論特別研究Ⅰa	4
	流通論特別研究Ⅰb	4
	流通論特別研究Ⅱa	4
	流通論特別研究Ⅱb	4
	流通論特別研究Ⅲa	4
	流通論特別研究Ⅲb	4
マーケティング論専修	マーケティング論特別研究Ⅰa	4
	マーケティング論特別研究Ⅰb	4
	マーケティング論特別研究Ⅱa	4
	マーケティング論特別研究Ⅱb	4
	マーケティング論特別研究Ⅲa	4
	マーケティング論特別研究Ⅲb	4
比較金融システム論専修	比較金融システム論特別研究Ⅰa	4
	比較金融システム論特別研究Ⅰb	4
	比較金融システム論特別研究Ⅱa	4
	比較金融システム論特別研究Ⅱb	4
	比較金融システム論特別研究Ⅲa	4
	比較金融システム論特別研究Ⅲb	4
アジア経済論専修	アジア経済論特別研究Ⅰa	4

	アジア経済論特別研究Ⅰb	4
	アジア経済論特別研究Ⅱa	4
	アジア経済論特別研究Ⅱb	4
	アジア経済論特別研究Ⅲa	4
	アジア経済論特別研究Ⅲb	4
国際経済論専修	国際経済論特別研究Ⅰa	4
	国際経済論特別研究Ⅰb	4
	国際経済論特別研究Ⅱa	4
	国際経済論特別研究Ⅱb	4
	国際経済論特別研究Ⅲa	4
	国際経済論特別研究Ⅲb	4
貿易論専修	貿易論特別研究Ⅰa	4
	貿易論特別研究Ⅰb	4
	貿易論特別研究Ⅱa	4
	貿易論特別研究Ⅱb	4
	貿易論特別研究Ⅲa	4
	貿易論特別研究Ⅲb	4
貿易政策専修	貿易政策特別研究Ⅰa	4
	貿易政策特別研究Ⅰb	4
	貿易政策特別研究Ⅱa	4
	貿易政策特別研究Ⅱb	4
	貿易政策特別研究Ⅲa	4
	貿易政策特別研究Ⅲb	4
貿易商務論専修	貿易商務論特別研究Ⅰa	4
	貿易商務論特別研究Ⅰb	4
	貿易商務論特別研究Ⅱa	4
	貿易商務論特別研究Ⅱb	4
	貿易商務論特別研究Ⅲa	4
	貿易商務論特別研究Ⅲb	4
国際金融論専修	国際金融論特別研究Ⅰa	4
	国際金融論特別研究Ⅰb	4
	国際金融論特別研究Ⅱa	4
	国際金融論特別研究Ⅱb	4
	国際金融論特別研究Ⅲa	4
	国際金融論特別研究Ⅲb	4
発展途上国経済論専修	発展途上国経済論特別研究Ⅰa	4
	発展途上国経済論特別研究Ⅰb	4
	発展途上国経済論特別研究Ⅱa	4
	発展途上国経済論特別研究Ⅱb	4
	発展途上国経済論特別研究Ⅲa	4
	発展途上国経済論特別研究Ⅲb	4
交通経済論専修	交通経済論特別研究Ⅰa	4
	交通経済論特別研究Ⅰb	4
	交通経済論特別研究Ⅱa	4

	交通経済論特別研究Ⅱb	4
	交通経済論特別研究Ⅲa	4
	交通経済論特別研究Ⅲb	4
交通政策専修	交通政策特別研究Ⅰa	4
	交通政策特別研究Ⅰb	4
	交通政策特別研究Ⅱa	4
	交通政策特別研究Ⅱb	4
	交通政策特別研究Ⅲa	4
	交通政策特別研究Ⅲb	4
保険論専修	保険論特別研究Ⅰa	4
	保険論特別研究Ⅰb	4
	保険論特別研究Ⅱa	4
	保険論特別研究Ⅱb	4
	保険論特別研究Ⅲa	4
	保険論特別研究Ⅲb	4
商品学専修	商品学特別研究Ⅰa	4
	商品学特別研究Ⅰb	4
	商品学特別研究Ⅱa	4
	商品学特別研究Ⅱb	4
	商品学特別研究Ⅲa	4
	商品学特別研究Ⅲb	4
日本商業史専修	日本商業史特別研究Ⅰa	4
	日本商業史特別研究Ⅰb	4
	日本商業史特別研究Ⅱa	4
	日本商業史特別研究Ⅱb	4
	日本商業史特別研究Ⅲa	4
	日本商業史特別研究Ⅲb	4
貿易史専修	貿易史特別研究Ⅰa	4
	貿易史特別研究Ⅰb	4
	貿易史特別研究Ⅱa	4
	貿易史特別研究Ⅱb	4
	貿易史特別研究Ⅲa	4
	貿易史特別研究Ⅲb	4
西洋商業史専修	西洋商業史特別研究Ⅰa	4
	西洋商業史特別研究Ⅰb	4
	西洋商業史特別研究Ⅱa	4
	西洋商業史特別研究Ⅱb	4
	西洋商業史特別研究Ⅲa	4
	西洋商業史特別研究Ⅲb	4
経営学専修	経営学特別研究Ⅰa	4
	経営学特別研究Ⅰb	4
	経営学特別研究Ⅱa	4
	経営学特別研究Ⅱb	4
	経営学特別研究Ⅲa	4

	経営学特別研究Ⅲb	4
経営組織論専修	経営組織論特別研究Ⅰa	4
	経営組織論特別研究Ⅰb	4
	経営組織論特別研究Ⅱa	4
	経営組織論特別研究Ⅱb	4
	経営組織論特別研究Ⅲa	4
	経営組織論特別研究Ⅲb	4
経営財務論専修	経営財務論特別研究Ⅰa	4
	経営財務論特別研究Ⅰb	4
	経営財務論特別研究Ⅱa	4
	経営財務論特別研究Ⅱb	4
	経営財務論特別研究Ⅲa	4
	経営財務論特別研究Ⅲb	4
経営労務論専修	経営労務論特別研究Ⅰa	4
	経営労務論特別研究Ⅰb	4
	経営労務論特別研究Ⅱa	4
	経営労務論特別研究Ⅱb	4
	経営労務論特別研究Ⅲa	4
	経営労務論特別研究Ⅲb	4
企業論専修	企業論特別研究Ⅰa	4
	企業論特別研究Ⅰb	4
	企業論特別研究Ⅱa	4
	企業論特別研究Ⅱb	4
	企業論特別研究Ⅲa	4
	企業論特別研究Ⅲb	4
オペレーションズ・リサーチ 専修	オペレーションズ・リサーチ特別研究Ⅰa	4
	オペレーションズ・リサーチ特別研究Ⅰb	4
	オペレーションズ・リサーチ特別研究Ⅱa	4
	オペレーションズ・リサーチ特別研究Ⅱb	4
	オペレーションズ・リサーチ特別研究Ⅲa	4
	オペレーションズ・リサーチ特別研究Ⅲb	4
経営戦略論専修	経営戦略論特別研究Ⅰa	4
	経営戦略論特別研究Ⅰb	4
	経営戦略論特別研究Ⅱa	4
	経営戦略論特別研究Ⅱb	4
	経営戦略論特別研究Ⅲa	4
	経営戦略論特別研究Ⅲb	4
会計学専修	会計学特別研究Ⅰa	4
	会計学特別研究Ⅰb	4
	会計学特別研究Ⅱa	4
	会計学特別研究Ⅱb	4
	会計学特別研究Ⅲa	4
	会計学特別研究Ⅲb	4
財務諸表論専修	財務諸表論特別研究Ⅰa	4

	財務諸表論特別研究 I b	4
	財務諸表論特別研究 II a	4
	財務諸表論特別研究 II b	4
	財務諸表論特別研究 III a	4
	財務諸表論特別研究 III b	4
簿記原理専修	簿記原理特別研究 I a	4
	簿記原理特別研究 I b	4
	簿記原理特別研究 II a	4
	簿記原理特別研究 II b	4
	簿記原理特別研究 III a	4
	簿記原理特別研究 III b	4
原価計算論専修	原価計算論特別研究 I a	4
	原価計算論特別研究 I b	4
	原価計算論特別研究 II a	4
	原価計算論特別研究 II b	4
	原価計算論特別研究 III a	4
	原価計算論特別研究 III b	4
管理会計論専修	管理会計論特別研究 I a	4
	管理会計論特別研究 I b	4
	管理会計論特別研究 II a	4
	管理会計論特別研究 II b	4
	管理会計論特別研究 III a	4
	管理会計論特別研究 III b	4
国際会計論専修	国際会計論特別研究 I a	4
	国際会計論特別研究 I b	4
	国際会計論特別研究 II a	4
	国際会計論特別研究 II b	4
	国際会計論特別研究 III a	4
	国際会計論特別研究 III b	4
法人税法専修	法人税法特別研究 I a	4
	法人税法特別研究 I b	4
	法人税法特別研究 II a	4
	法人税法特別研究 II b	4
	法人税法特別研究 III a	4
	法人税法特別研究 III b	4

特修科目	単位数
商学特修講義A	2
商学特修講義B	2
商学特修講義C	2
商学特修講義D	2
商学特修講義E	2
商学特修講義F	2
商学特修講義G	2

商学特修講義H	2
---------	---

- 1 学生の標準修業年限は3年とし、次に定める方法により、履修しなければならない。ただし、優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 学生は、一つの専修部門を選定し、これをその学生の専修科目とする。その専修科目を必修とし、24単位を修得しなければならない。
- 3 専修部門の研究指導担当者を当該学生の指導教員とし、論文の作成、その他研究一般についてその指導に従うものとする。
- 4 学生は、専修科目のほか、特修科目のうちから2科目4単位以上を修得しなければならない。
- 5 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

別表第6 理学研究科

第1 応用数学専攻博士課程前期の授業科目、単位及び履修方法

主要科目		
部門	授業科目	単位数
代数学専修	代数学講究Ⅰ	4
	代数学講究Ⅱ	8
位相数学専修	位相数学講究Ⅰ	4
	位相数学講究Ⅱ	8
幾何学専修	幾何学講究Ⅰ	4
	幾何学講究Ⅱ	8
解析学専修	関数解析学講究Ⅰ	4
	関数解析学講究Ⅱ	8
	複素解析学講究Ⅰ	4
	複素解析学講究Ⅱ	8
応用解析学専修	応用解析学講究Ⅰ	4
	応用解析学講究Ⅱ	8
統計数理専修	統計数理講究Ⅰ	4
	統計数理講究Ⅱ	8
情報数理専修	情報数理講究Ⅰ	4
	情報数理講究Ⅱ	8
	情報システム講究Ⅰ	4
	情報システム講究Ⅱ	8

特修科目	
授業科目	単位数
代数学特論Ⅰ	2
代数学特論Ⅱ	2
代数構造特論Ⅰ	2
代数構造特論Ⅱ	2
位相数学特論Ⅰ	2
位相数学特論Ⅱ	2
代数トポロジー特論Ⅰ	2
代数トポロジー特論Ⅱ	2
幾何学特論Ⅰ	2
幾何学特論Ⅱ	2

多様体特論 I	2
多様体特論 II	2
関数解析学特論 I	2
関数解析学特論 II	2
複素解析学特論 I	2
複素解析学特論 II	2
偏微分方程式特論 I	2
偏微分方程式特論 II	2
非線形解析特論 I	2
非線形解析特論 II	2
統計数理特論 I	2
統計数理特論 II	2
情報数理特論 I	2
情報数理特論 II	2
情報システム特論 I	2
情報システム特論 II	2
現代代数学入門 I	2
現代代数学入門 II	2
現代位相数学入門	2
現代幾何学入門 I	2
現代幾何学入門 II	2
現代解析学入門 I	2
現代解析学入門 II	2
情報科学入門	2
代数学特別講義 I	2
代数学特別講義 II	2
位相数学特別講義 I	2
位相数学特別講義 II	2
幾何学特別講義 I	2
幾何学特別講義 II	2
解析学特別講義 I	2
解析学特別講義 II	2
応用解析学特別講義 I	2
応用解析学特別講義 II	2
統計数理特別講義 I	2
統計数理特別講義 II	2
情報数理特別講義 I	2
情報数理特別講義 II	2
情報システム特別講義 I	2
情報システム特別講義 II	2

- 1 学生は、主要科目のうちから1専修部門を選定し、そのうちの一つの講究(I・II)を選択して、これをその学生の専修科目とする。
- 2 学生は、専修科目担当者のうちの1人を主指導教員とし、専修科目及び専修科目以外の科目の選定並びに学位論文の作成、その他研究一般についてその指導を受けるものとする。
- 3 前項のほか、学生は、主指導教員が定めた副指導教員の指導も受けるものとする。

- 4 学生の標準修業年限は2年とし、所定の授業科目について、合計30単位以上を修得しなければならない。
- 5 前項の30単位以上は、専修科目12単位及び特修科目18単位以上とし、主指導教員が必要と認めた場合、他の専攻又は研究科の授業科目を履修し、これを特修科目の単位にあてることができる。
- 6 学生は、主指導教員を主査として、専修科目について修士の学位論文を提出し、論文審査及び最終試験に合格しなければならない。

第2 応用数学専攻博士課程後期の授業科目、単位及び履修方法

研究指導科目		
部門	授業科目	単位数
応用数学専修	(第1年次)	
	代数学特別研究 I	2
	代数学特別研究 II	2
	(第2年次)	
	代数学特別研究 III	2
	代数学特別研究 IV	2
	(第3年次)	
	代数学特別研究 V	2
	代数学特別研究 VI	2
	(第1年次)	
	位相数学特別研究 I	2
	位相数学特別研究 II	2
	(第2年次)	
	位相数学特別研究 III	2
	位相数学特別研究 IV	2
	(第3年次)	
	位相数学特別研究 V	2
	位相数学特別研究 VI	2
	(第1年次)	
	幾何学特別研究 I	2
	幾何学特別研究 II	2
	(第2年次)	
	幾何学特別研究 III	2
	幾何学特別研究 IV	2
(第3年次)		
幾何学特別研究 V	2	
幾何学特別研究 VI	2	
(第1年次)		
関数解析学特別研究 I	2	
関数解析学特別研究 II	2	
(第2年次)		
関数解析学特別研究 III	2	
関数解析学特別研究 IV	2	
(第3年次)		
関数解析学特別研究 V	2	

関数解析学特別研究Ⅵ	2
(第1年次)	
応用解析学特別研究Ⅰ	2
応用解析学特別研究Ⅱ	2
(第2年次)	
応用解析学特別研究Ⅲ	2
応用解析学特別研究Ⅳ	2
(第3年次)	
応用解析学特別研究Ⅴ	2
応用解析学特別研究Ⅵ	2
(第1年次)	
応用数理特別研究Ⅰ	2
応用数理特別研究Ⅱ	2
(第2年次)	
応用数理特別研究Ⅲ	2
応用数理特別研究Ⅳ	2
(第3年次)	
応用数理特別研究Ⅴ	2
応用数理特別研究Ⅵ	2
(第1年次)	
情報数理特別研究Ⅰ	2
情報数理特別研究Ⅱ	2
(第2年次)	
情報数理特別研究Ⅲ	2
情報数理特別研究Ⅳ	2
(第3年次)	
情報数理特別研究Ⅴ	2
情報数理特別研究Ⅵ	2

特修科目	
授業科目	単位数
代数学特修講義	2
位相数学特修講義	2
応用解析学特修講義	2
応用数理特修講義	2
数理情報特修講義	2
応用数学特修講義Ⅰ	2
応用数学特修講義Ⅱ	2
幾何学特修講義	2
解析学特修講義	2

- 1 学生は、専修部門から一つの研究指導科目を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 2 学生は、専修科目担当者のうちの1人を主指導教員とし、専修科目及び学位論文の作成、その他研究一般についてその指導を受けるものとする。
- 3 前項のほか、学生は、主指導教員が定めた副指導教員の指導も受けるものとする。
- 4 学生の標準修業年限は3年とし、所定の授業科目のうちから、研究指導科目12単位、特修科目4

単位以上、合計16単位以上を修得しなければならない。

- 5 前項の規定にかかわらず、優れた研究業績を上げた学生については、1年以上在学し、かつ、当該学生の在学期間に応じた所定の研究指導科目の単位数及び特修科目4単位以上を修得すれば足りるものとする。
- 6 主指導教員が必要と認めた場合は、他の専攻又は研究科の授業科目を履修し、これを特修科目の単位にあてることができる。
- 7 学生は、主指導教員を主査として、専修科目について博士の学位論文を提出し、論文審査及び最終試験に合格しなければならない。

第3 応用物理学専攻博士課程前期の授業科目、単位及び履修方法

主要科目		
部門	授業科目	単位数
基礎物理学専修	基礎物理学講究Ⅰ	4
	基礎物理学講究Ⅱ	4
	基礎物理学演習	10
物性物理学専修	物性物理学講究Ⅰ	4
	物性物理学講究Ⅱ	4
	物性物理学実験	10
ナノ物理学専修	ナノ物理学講究Ⅰ	4
	ナノ物理学講究Ⅱ	4
	ナノ物理学実験	10
物理情報計測専修	物理情報計測講究Ⅰ	4
	物理情報計測講究Ⅱ	4
	物理情報計測実験	10

特修科目	
授業科目	単位数
宇宙物理学特論	2
統計力学特論	2
量子物理学特論	2
量子エレクトロニクス特論	2
レーザー分光特論	2
結晶物理学特論	2
X線結晶学特論	2
半導体特論	2
磁性物理学特論	2
生物物理学特論	2
物理情報科学特論	2
物理教育学特論	2
科学教育研究特論	2
科学哲学特論	2
化学教育学特論	2
基礎物理学特別講義	1
物性物理学特別講義	1
ナノ物理学特別講義	1

物理情報計測特別講義	1
化学教育学特別講義	1

- 1 学生は、主要科目のうちから1専修部門を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 2 学生は、専修科目担当者のうちの1人を主指導教員とし、専修科目及び専修科目以外の科目の選定並びに学位論文の作成、その他研究一般についてその指導を受けるものとする。
- 3 前項のほか、学生は、主指導教員が定めた副指導教員の指導も受けるものとする。
- 4 学生の標準修業年限は2年とし、所定の授業科目について、合計30単位以上を修得しなければならない。
- 5 前項の30単位以上は、専修科目18単位(講究8単位、実験又は演習10単位)及び特修科目12単位以上とし、主指導教員が必要と認めた場合、他の専攻又は研究科の授業科目を履修し、これを特修科目の単位にあてることができる。
- 6 前項に規定する授業科目のほか、主指導教員が必要と認めた場合は、応用物理学専攻博士課程後期の特修科目を履修することができる。ただし、この修得単位は、修了要件単位数に算入しない。
- 7 学生は、主指導教員を主査として、専修科目について修士の学位論文を提出し、論文審査及び最終試験に合格しなければならない。

第4 応用物理学専攻博士課程後期の授業科目、単位及び履修方法

研究指導科目		
部門	授業科目	単位数
基礎物理学専修	(第1年次)	
	基礎物理学特別研究Ⅰ	2
	基礎物理学特別研究Ⅱ	2
	(第2年次)	
	基礎物理学特別研究Ⅲ	2
	基礎物理学特別研究Ⅳ	2
	(第3年次)	
基礎物理学特別研究Ⅴ	2	
基礎物理学特別研究Ⅵ	2	
物性物理学専修	(第1年次)	
	物性物理学特別研究Ⅰ	2
	物性物理学特別研究Ⅱ	2
	(第2年次)	
	物性物理学特別研究Ⅲ	2
	物性物理学特別研究Ⅳ	2
	(第3年次)	
物性物理学特別研究Ⅴ	2	
物性物理学特別研究Ⅵ	2	
ナノ物理学専修	(第1年次)	
	ナノ物理学特別研究Ⅰ	2
	ナノ物理学特別研究Ⅱ	2
	(第2年次)	
	ナノ物理学特別研究Ⅲ	2
	ナノ物理学特別研究Ⅳ	2
	(第3年次)	

	ナノ物理学特別研究V	2
	ナノ物理学特別研究VI	2
物理情報計測専修	(第1年次)	
	物理情報計測特別研究 I	2
	物理情報計測特別研究 II	2
	(第2年次)	
	物理情報計測特別研究 III	2
	物理情報計測特別研究 IV	2
	(第3年次)	
	物理情報計測特別研究 V	2
	物理情報計測特別研究 VI	2

特修科目	
授業科目	単位数
基礎物理学特修講義	1
物性物理学特修講義	1
ナノ物理学特修講義	1
物理情報計測特修講義	1

- 1 学生は、研究指導科目のうちから1専修部門を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 2 学生は、専修科目担当者のうちの1人を主指導教員とし、専修科目及び学位論文の作成、その他研究一般についてその指導を受けるものとする。
- 3 前項のほか、学生は、主指導教員が定めた副指導教員の指導も受けるものとする。
- 4 学生の標準修業年限は3年とし、所定の授業科目のうちから、研究指導科目12単位、特修科目4単位以上、合計16単位以上を修得しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、優れた研究業績を上げた学生については、1年以上在学し、かつ、当該学生の在学期間に応じた所定の研究指導科目の単位数及び特修科目4単位以上を修得すれば足りるものとする。
- 6 主指導教員が必要と認めた場合は、他の専攻又は研究科の授業科目を履修し、これを特修科目の単位にあてることができる。
- 7 学生は、主指導教員を主査として、専修科目について博士の学位論文を提出し、論文審査及び最終試験に合格しなければならない。

第5 化学専攻博士課程前期の授業科目、単位及び履修方法

主要科目		
部門	授業科目	単位数
物質機能化学専修	物質機能化学講究 I	4
	物質機能化学講究 II	4
	物質機能化学特別実験	10
構造物理化学専修	構造物理化学講究 I	4
	構造物理化学講究 II	4
	構造物理化学特別実験	10
有機生物化学専修	有機生物化学講究 I	4
	有機生物化学講究 II	4
	有機生物化学特別実験	10
機能生物化学専修	機能生物化学講究 I	4

	機能生物化学講究Ⅱ	4
	機能生物化学特別実験	10
ナノ化学専修	ナノ化学講究Ⅰ	4
	ナノ化学講究Ⅱ	4
	ナノ化学特別実験	10
元素化学専修	元素化学講究Ⅰ	4
	元素化学講究Ⅱ	4
	元素化学特別実験	10
化学教育学専修	化学教育学講究Ⅰ	4
	化学教育学講究Ⅱ	4
	化学教育学特別実験	10

特修科目		
授業科目		単位数
物質機能化学特論Ⅰ		2
物質機能化学特論Ⅱ		2
物質機能化学特論Ⅲ		2
構造物理化学特論Ⅰ		2
構造物理化学特論Ⅱ		2
構造物理化学特論Ⅲ		2
有機生物化学特論Ⅰ		2
有機生物化学特論Ⅱ		2
有機生物化学特論Ⅲ		2
機能生物化学特論Ⅰ		2
機能生物化学特論Ⅱ		2
機能生物化学特論Ⅲ		2
ナノ化学特論Ⅰ		2
ナノ化学特論Ⅱ		2
元素化学特論		2
化学教育学特論		2
科学教育研究特論		2
科学哲学特論		2
物理教育学特論		2
物質機能化学特別講義Ⅰ		1
物質機能化学特別講義Ⅱ		1
構造物理化学特別講義Ⅰ		1
構造物理化学特別講義Ⅱ		1
有機生物化学特別講義Ⅰ		1
有機生物化学特別講義Ⅱ		1
機能生物化学特別講義Ⅰ		1
機能生物化学特別講義Ⅱ		1
ナノ化学特別講義		1
化学教育学特別講義		1
元素化学特別講義		1
生物科学特別講義Ⅰ		1

- 1 学生は、主要科目のうちから1専修部門を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 2 学生は、専修科目担当者のうちの1人を主指導教員とし、専修科目及び専修科目以外の科目の選定並びに学位論文の作成、その他研究一般についてその指導を受けるものとする。
- 3 前項のほか、学生は、主指導教員が定めた副指導教員の指導も受けるものとする。
- 4 学生の標準修業年限は2年とし、所定の授業科目について、合計30単位以上を修得しなければならない。
- 5 前項の30単位以上は、専修科目18単位(講究8単位、実験10単位)及び特修科目12単位以上とし、主指導教員が必要と認めた場合、他の専攻又は研究科の授業科目を履修し、これを特修科目の単位にあてることができる。
- 6 学生は、主指導教員を主査として、専修科目について修士の学位論文を提出し、論文審査及び最終試験に合格しなければならない。

第6 化学専攻博士課程後期の授業科目、単位及び履修方法

研究指導科目		
部門	授業科目	単位数
物質機能化学専修	(第1年次)	
	物質機能化学特別研究Ⅰ	2
	物質機能化学特別研究Ⅱ	2
	(第2年次)	
	物質機能化学特別研究Ⅲ	2
	物質機能化学特別研究Ⅳ	2
	(第3年次)	
	物質機能化学特別研究Ⅴ 物質機能化学特別研究Ⅵ	2 2
構造物理化学専修	(第1年次)	
	構造物理化学特別研究Ⅰ	2
	構造物理化学特別研究Ⅱ	2
	(第2年次)	
	構造物理化学特別研究Ⅲ	2
	構造物理化学特別研究Ⅳ	2
	(第3年次)	
	構造物理化学特別研究Ⅴ 構造物理化学特別研究Ⅵ	2 2
有機生物化学専修	(第1年次)	
	有機生物化学特別研究Ⅰ	2
	有機生物化学特別研究Ⅱ	2
	(第2年次)	
	有機生物化学特別研究Ⅲ	2
	有機生物化学特別研究Ⅳ	2
	(第3年次)	
	有機生物化学特別研究Ⅴ 有機生物化学特別研究Ⅵ	2 2
機能生物化学専修	(第1年次)	
	機能生物化学特別研究Ⅰ	2

	機能生物化学特別研究Ⅱ (第2年次)	2
	機能生物化学特別研究Ⅲ	2
	機能生物化学特別研究Ⅳ (第3年次)	2
	機能生物化学特別研究Ⅴ	2
	機能生物化学特別研究Ⅵ	2
ナノ化学専修	(第1年次) ナノ化学特別研究Ⅰ ナノ化学特別研究Ⅱ (第2年次) ナノ化学特別研究Ⅲ ナノ化学特別研究Ⅳ (第3年次) ナノ化学特別研究Ⅴ ナノ化学特別研究Ⅵ	2 2 2 2 2 2
化学教育学専修	(第1年次) 化学教育学特別研究Ⅰ 化学教育学特別研究Ⅱ (第2年次) 化学教育学特別研究Ⅲ 化学教育学特別研究Ⅳ (第3年次) 化学教育学特別研究Ⅴ 化学教育学特別研究Ⅵ	2 2 2 2 2 2

特修科目	
授業科目	単位数
物質機能化学特修講義Ⅰ	1
物質機能化学特修講義Ⅱ	1
構造物理化学特修講義Ⅰ	1
構造物理化学特修講義Ⅱ	1
有機生物化学特修講義Ⅰ	1
有機生物化学特修講義Ⅱ	1
機能生物化学特修講義Ⅰ	1
機能生物化学特修講義Ⅱ	1
ナノ化学特修講義	1
科学教育学特修講義	1

- 1 学生は、研究指導科目のうちから1専修部門を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 2 学生は、専修科目担当者のうちの1人を主指導教員とし、専修科目及び学位論文の作成、その他研究一般についてその指導を受けるものとする。
- 3 前項のほか、学生は、主指導教員が定めた副指導教員の指導も受けるものとする。
- 4 学生の標準修業年限は3年とし、所定の授業科目のうちから、研究指導科目12単位、特修科目4単位以上、合計16単位以上を修得しなければならない。

- 5 前項の規定にかかわらず、優れた研究業績を上げた学生については、1年以上在学し、かつ、当該学生の在学期間に応じた所定の研究指導科目の単位数及び特修科目4単位以上を修得すれば足りるものとする。
- 6 主指導教員が必要と認めた場合は、他の専攻又は研究科の授業科目を履修し、これを特修科目の単位にあてることができる。
- 7 学生は、主指導教員を主査として、専修科目について博士の学位論文を提出し、論文審査及び最終試験に合格しなければならない。

第7 地球圏科学専攻博士課程前期の授業科目、単位及び履修方法

主要科目		
部門	授業科目	単位数
地球環境物理学専修	地球環境物理学講究Ⅰ	4
	地球環境物理学講究Ⅱ	4
	地球環境物理学実験	10
地球流体力学専修	地球流体力学講究Ⅰ	4
	地球流体力学講究Ⅱ	4
	地球流体力学実験	10
水圏物質化学専修	水圏物質化学講究Ⅰ	4
	水圏物質化学講究Ⅱ	4
	水圏物質化学実験	10
地球変動科学専修	地球変動科学講究Ⅰ	4
	地球変動科学講究Ⅱ	4
	地球変動科学実験	10
生物科学専修	生物科学講究Ⅰ	4
	生物科学講究Ⅱ	4
	生物科学実験	10

特修科目	
授業科目	単位数
地球環境物理学特論Ⅰ	2
地球環境物理学特論Ⅱ	2
地球流体力学特論Ⅰ	2
地球流体力学特論Ⅱ	2
水圏物質化学特論Ⅰ	2
水圏物質化学特論Ⅱ	2
地球変動科学特論Ⅰ	2
地球変動科学特論Ⅱ	2
地球変動科学特論Ⅲ	2
地球変動科学特論Ⅳ	2
生物科学特論Ⅰ	2
生物科学特論Ⅱ	2
生物科学特論Ⅲ	2
生物科学特論Ⅳ	2
生物科学特論Ⅴ	2
生物科学特論Ⅵ	2

生物科学特論Ⅶ	2
科学哲学特論	2
科学教育研究特論	2
物理教育学特論	2
化学教育学特論	2
地球圏科学特別講義Ⅰ	1
地球圏科学特別講義Ⅱ	1
地球環境物理学特別講義	1
地球流体力学特別講義	1
水圏物質化学特別講義	1
地球変動科学特別講義Ⅰ	1
地球変動科学特別講義Ⅱ	1
生物科学特別講義Ⅰ	1
生物科学特別講義Ⅱ	1
化学教育学特別講義	1

- 1 学生は、主要科目のうちから1専修部門を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 2 学生は、専修科目担当者のうちの1人を主指導教員とし、専修科目及び専修科目以外の科目の選定並びに学位論文の作成、その他研究一般についてその指導を受けるものとする。
- 3 前項のほか、学生は、主指導教員が定めた副指導教員の指導も受けるものとする。
- 4 学生の標準修業年限は2年とし、所定の授業科目について、合計30単位以上を修得しなければならない。
- 5 前項の30単位以上は、専修科目18単位(講究8単位、実験10単位)及び特修科目12単位以上とし、主指導教員が必要と認めた場合、他の専攻又は研究科の授業科目を履修し、これを特修科目の単位にあてることができる。
- 6 学生は、主指導教員を主査として、専修科目について修士の学位論文を提出し、論文審査及び最終試験に合格しなければならない。

第8 地球圏科学専攻博士課程後期の授業科目、単位及び履修方法

研究指導科目		
部門	授業科目	単位数
地球環境物理学専修	(第1年次)	
	地球環境物理学特別研究Ⅰ	2
	地球環境物理学特別研究Ⅱ	2
	(第2年次)	
	地球環境物理学特別研究Ⅲ	2
	地球環境物理学特別研究Ⅳ	2
地球流体力学専修	(第3年次)	
	地球環境物理学特別研究Ⅴ	2
	地球環境物理学特別研究Ⅵ	2
	(第1年次)	
	地球流体力学特別研究Ⅰ	2
	地球流体力学特別研究Ⅱ	2
地球流体力学専修	(第2年次)	
	地球流体力学特別研究Ⅲ	2
	地球流体力学特別研究Ⅳ	2

	(第3年次) 地球流体力学特別研究 V 地球流体力学特別研究 VI	2 2
水圏物質化学専修	(第1年次) 水圏物質化学特別研究 I 水圏物質化学特別研究 II (第2年次) 水圏物質化学特別研究 III 水圏物質化学特別研究 IV (第3年次) 水圏物質化学特別研究 V 水圏物質化学特別研究 VI	2 2 2 2 2 2
地球変動科学専修	(第1年次) 地球変動科学特別研究 I 地球変動科学特別研究 II (第2年次) 地球変動科学特別研究 III 地球変動科学特別研究 IV (第3年次) 地球変動科学特別研究 V 地球変動科学特別研究 VI	2 2 2 2 2 2
生物科学専修	(第1年次) 生物科学特別研究 I 生物科学特別研究 II (第2年次) 生物科学特別研究 III 生物科学特別研究 IV (第3年次) 生物科学特別研究 V 生物科学特別研究 VI	2 2 2 2 2 2

特修科目	
授業科目	単位数
地球圏科学特修講義 I	2
地球圏科学特修講義 II	2

- 1 学生は、研究指導科目のうちから1専修部門を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 2 学生は、専修科目担当者のうちの1人を主指導教員とし、専修科目及び学位論文の作成、その他研究一般についてその指導を受けるものとする。
- 3 前項のほか、学生は、主指導教員が定めた副指導教員の指導も受けるものとする。
- 4 学生の標準修業年限は3年とし、所定の授業科目のうちから、研究指導科目12単位、特修科目4単位以上、合計16単位以上を修得しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、優れた研究業績を上げた学生については、1年以上在学し、かつ、当該学生の在学期間に応じた所定の研究指導科目の単位数及び特修科目4単位以上を修得すれば足りるものとする。

6 主指導教員が必要と認めた場合は、他の専攻又は研究科の授業科目を履修し、これを特修科目の単位にあてることができる。

7 学生は、主指導教員を主査として、専修科目について博士の学位論文を提出し、論文審査及び最終試験に合格しなければならない。

別表第7 工学研究科

第1 機械工学専攻博士課程前期の授業科目、単位及び履修方法

主要科目		
部門	授業科目	単位数
材料力学専修	材料力学特別研究	8
	材料力学特論Ⅰ	2
	材料力学特論Ⅱ	2
流体工学専修	流体工学特別研究	8
	流体力学特論	2
	流体機械特論	2
熱工学専修	熱工学特別研究	8
	熱工学特論	2
	熱機関特論	2
機械設計・工作法専修	機械設計・工作法特別研究	8
	機械設計特論	2
	工作法特論	2
機械力学・制御専修	機械力学・制御特別研究	8
	機械力学特論	2
	機械制御特論	2

特修科目	
授業科目	単位数
破壊力学	2
応用数学特論Ⅰ	2
応用数学特論Ⅱ	2
応用物理学特論Ⅰ	2
応用物理学特論Ⅱ	2
解析力学	2
応用力学特別講義	2
エネルギー工学特別講義	2
設計工学特別講義	2

- 1 学生の標準修業年限は2年とし、所定の授業科目について、合計30単位以上を修得するものとする。
- 2 主要科目のうちから1専修部門(特別研究・特論)を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 3 専修科目の特別研究担当者を指導教員とし、授業科目の選択、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けるものとする。
- 4 第1項の30単位は、専修部門の全科目のほか、履修する他の専修部門の科目(特別研究を除く)及び履修する特修科目の合計単位とする。指導教員が必要と認めた場合は、他の専攻及び研究科の授業科目を履修し、これを特修科目の単位にあてることができる。
- 5 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

第2 電気工学専攻博士課程前期の授業科目、単位及び履修方法

主要科目		
部門	授業科目	単位数
電気基礎専修	電気基礎特別研究	6
	電気基礎特別実験	4
	電気基礎特論Ⅰ	4
	電気基礎特論Ⅱ	4
パワーエレクトロニクス専修	パワーエレクトロニクス特別研究	6
	パワーエレクトロニクス特別実験	4
	パワーエレクトロニクス特論Ⅰ	4
	パワーエレクトロニクス特論Ⅱ	4
電力工学専修	電力工学特別研究	6
	電力工学特別実験	4
	電力工学特論Ⅰ	4
	電力工学特論Ⅱ	4
応用電気工学専修	応用電気工学特別研究	6
	応用電気工学特別実験	4
	応用電気工学特論Ⅰ	4
	応用電気工学特論Ⅱ	4

特修科目	
授業科目	単位数
応用数学特論	2
応用物理学特論	2
電磁解析特論	2
電気回路特論	2
放電プラズマ特論	2
電気絶縁特論	2
自動制御特論	2
環境電気特論	2
パルス・デジタル応用特論	2
電気機器応用特論	2
信号解析特論	2
電気エネルギーシステム特論Ⅰ	2
電気エネルギーシステム特論Ⅱ	2

- 1 学生の標準修業年限は2年とし、所定の授業科目について、合計30単位以上を修得しなければならない。
- 2 主要科目のうちから一つの専修部門(特別研究・特別実験・特論)を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 3 専修科目の特別研究担当者を指導教員とし、授業科目の選択、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けるものとする。
- 4 第1項の30単位は、専修科目18単位及び特修科目12単位以上とし、指導教員が必要と認めた場合は、他の専修又は専攻及び研究科の授業科目を履修し、これを特修科目の単位にあてることができる。

5 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

第3 電子情報工学専攻博士課程前期の授業科目、単位及び履修方法

主要科目		
部門	授業科目	単位数
集積回路専修	集積回路特別研究Ⅰ	4
	集積回路特別研究Ⅱ	6
	半導体工学特論	2
	集積回路工学特論	2
	電子回路設計特論	2
	三次元半導体実装特論	2
	応用物理学特論	2
通信システム専修	通信システム特別研究Ⅰ	4
	通信システム特別研究Ⅱ	6
	移動通信システム特論	2
	通信工学特論	2
オプトエレクトロニクス専修	オプトエレクトロニクス特別研究Ⅰ	4
	オプトエレクトロニクス特別研究Ⅱ	6
	光エレクトロニクス特論Ⅰ	2
	光エレクトロニクス特論Ⅱ	2
計算機システム専修	計算機システム特別研究Ⅰ	4
	計算機システム特別研究Ⅱ	6
	計算機工学特論Ⅰ	2
	計算機工学特論Ⅱ	2
情報アーキテクチャ専修	情報アーキテクチャ特別研究Ⅰ	4
	情報アーキテクチャ特別研究Ⅱ	6
	ネットワークシステム特論	2
	ロボティクス特論Ⅰ	2
	ロボティクス特論Ⅱ	2
知能工学専修	知能工学特別研究Ⅰ	4
	知能工学特別研究Ⅱ	6
	言語工学特論	2
	情報論理学特論	2
情報システム開発工学専修	情報システム開発工学特別研究Ⅰ	4
	情報システム開発工学特別研究Ⅱ	6
	システム・ソフトウェア工学特論	2
	情報ネットワーク特論	2
	情報セキュリティ特論	2
メディア工学専修	メディア工学特別研究Ⅰ	4
	メディア工学特別研究Ⅱ	6
	音声情報処理特論	2
	画像情報処理特論	2

共通科目	
授業科目	単位数

応用数学特論Ⅰ	2
応用数学特論Ⅱ	2
電子情報工学特別講義Ⅰ	2
電子情報工学特別講義Ⅱ	2
技術マネジメント特論	2
システム開発特別演習	2
ITプロジェクト管理特論	2
システム開発特別実習	2
プロジェクト型開発特別演習・実習	4
先端半導体製造工学特論	1

- 1 学生の標準修業年限は2年とし、所定の授業科目について、合計30単位以上を修得しなければならない。
- 2 学生は、一つの専修部門を選択し、そのうちの一つの特別研究(Ⅰ・Ⅱ)を選ぶものとする。
- 3 前項の特別研究の担当者を指導教員とし、授業科目の選択、学位論文の作成、その他研究一般について指導教員の指導を受けるものとする。
- 4 第1項の30単位は、次の区分によって修得しなければならない。
 - (1) 選択した専修部門の特別研究Ⅰ(4単位)及び特別研究Ⅱ(6単位)は、必修とする。
 - (2) 授業科目のうちから20単位以上を履修する。
 - (3) 指導教員が必要と認めた場合は、他の専攻若しくは研究科の授業科目、又は他大学大学院の授業科目を履修し、これを前号の単位にあてることができる。

第4 化学システム工学専攻博士課程前期の授業科目、単位及び履修方法

主要科目		
部門	授業科目	単位数
プロセスシステム工学専修	プロセスシステム工学特別研究	6
	プロセスシステム工学特別実験	4
	プロセスシステム工学特論	4
複合材料専修	複合材料特別研究	6
	複合材料特別実験	4
	複合材料特論	4
界面プロセス工学専修	界面プロセス工学特別研究	6
	界面プロセス工学特別実験	4
	物質移動工学特論	4
移動現象工学専修	移動現象工学特別研究	6
	移動現象工学特別実験	4
	移動現象工学特論	4
応用触媒化学専修	応用触媒化学特別研究	6
	応用触媒化学特別実験	4
	応用触媒化学特論	4
プロセス流体工学専修	プロセス流体工学特別研究	6
	プロセス流体工学特別実験	4
	プロセス流体工学特論	4
反応工学専修	反応工学特別研究	6
	反応工学特別実験	4
	反応工学特論	4

化学安全工学専修	化学安全工学特別研究	6
	化学安全工学特別実験	4
	化学安全工学特論	4
工業化学・高分子専修	工業化学・高分子特別研究	6
	工業化学・高分子特別実験	4
	工業化学・高分子特論	4
工業無機化学専修	工業無機化学特別研究	6
	工業無機化学特別実験	4
	工業無機化学特論	4

特修科目	
授業科目	単位数
化学プロセス特論	2
プロセス設計特論	2
プロセス制御特論	2
バイオマス変換工学特論	2
エネルギー物質化学特論	2
高分子化学特論	2
輸送現象特論	2
界面プロセス工学特論	2
無機機能材料特論	2
触媒工学特論	2
流体工学特論	2
伝熱工学特論	2
環境工学特論	2
環境物理学特論	2
応用数学特論Ⅰ	2
応用数学特論Ⅱ	2
応用物理学特論Ⅰ	2
応用物理学特論Ⅱ	2
化学工学特論Ⅰ	1
化学工学特論Ⅱ	1
化学工学特論Ⅲ	1
化学工学特論Ⅳ	1
英語論文スキル特論Ⅰ	2
英語論文スキル特論Ⅱ	2

- 1 学生の標準修業年限は2年とし、所定の授業科目について、合計30単位以上を修得するものとする。
- 2 主要科目のうちから一つの専修部門(特別研究・特別実験・特論)を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 3 専修科目の特別研究担当者を指導教員とし、授業科目の選択、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けるものとする。
- 4 第1項の30単位は、専修科目14単位及び特修科目16単位以上とし、指導教員が必要と認めた場合は、他の専修、専攻又は他の研究科の授業科目を履修し、これを特修科目の単位にあてることができる。

5 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

第5 建設工学専攻博士課程前期の授業科目、単位及び履修方法

主要科目		
部門	授業科目	単位数
建築学専修	建築学特別研究	6
	建築学特別実験・実習	4
社会デザイン工学専修	社会デザイン工学特別研究	6
	社会デザイン工学特別実験・実習	4

特修科目	
授業科目	単位数
弾塑性構造力学特論	2
合成構造耐震設計特論	2
木質材料構造学特論	2
橋梁学特論	2
マトリックス構造解析特論	2
材料力学史特論	2
鋼構造弾塑性学特論	2
鋼構造座屈特論	2
地震工学特論	2
応答制御構造特論	2
建築構造デザイン特論	2
構造計画特論	2
コンクリートの材料科学特論	2
コンクリート工学特論	2
建設材料の耐久性特論	2
複合建設材料工学特論	2
流体シミュレーション特論	2
環境水理学特論	2
浄化機能特論	2
応用生態工学特論	2
地域・住宅地計画特論	2
都市計画・まちづくり特論	2
都市デザイン特論	2
交通計画特論	2
地域計画・設計特論	2
景観学特論	2
建築熱環境計画特論	2
建築空気環境計画特論	2
建築光環境工学特論	2
建築音環境工学特論	2
道路舗装工学特論	2
地盤環境工学特論	2
地盤防災工学特論	2
地盤シミュレーション工学特論	2

建築意匠特論Ⅰ	2
建築意匠特論Ⅱ	2
都市史特論	2
建築史特論	2
建築設計計画特論	2
空間計画学特論	2
建築構造設計学特論	2
地球環境建築生産特論	2
建築デザイン演習Ⅰ	4
建築デザイン演習Ⅱ	4
建設設計実習Ⅰ	2
建設設計実習Ⅱ	2
建設設計実習Ⅲ	2
建設設計実習Ⅳ	2

- 1 学生の標準修業年限は2年とし、所定の授業科目について、合計30単位以上を修得するものとする。
- 2 主要科目のうちから一つの専修部門(特別研究又は特別実験・実習)を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 3 専修科目の特別研究担当者を指導教員とし、授業科目の選択、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けるものとする。
- 4 第1項の30単位は、専修科目10単位及び特修科目20単位以上とし、指導教員が必要と認めた場合は、他の専攻又は他の研究科の授業科目を履修し、これを特修科目の単位にあてることができる。
- 5 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

第6 エネルギー・環境システム工学専攻博士課程後期の授業科目、単位及び履修方法

研究指導科目		
部門	授業科目	単位数
熱エネルギー工学専修	熱エネルギー工学特別研究Ⅰ	2
	熱エネルギー工学特別研究Ⅱ	2
	熱エネルギー工学特別研究Ⅲ	2
	熱エネルギー工学特別研究Ⅳ	2
	熱エネルギー工学特別演習Ⅰ	2
	熱エネルギー工学特別演習Ⅱ	2
電気エネルギー工学専修	電気エネルギー工学特別研究Ⅰ	2
	電気エネルギー工学特別研究Ⅱ	2
	電気エネルギー工学特別研究Ⅲ	2
	電気エネルギー工学特別研究Ⅳ	2
	電気エネルギー工学特別演習Ⅰ	2
	電気エネルギー工学特別演習Ⅱ	2
都市環境工学専修	都市環境工学特別研究Ⅰ	2
	都市環境工学特別研究Ⅱ	2
	都市環境工学特別研究Ⅲ	2
	都市環境工学特別研究Ⅳ	2
	都市環境工学特別演習Ⅰ	2

	都市環境工学特別演習Ⅱ	2
環境材料工学専修	環境材料工学特別研究Ⅰ	2
	環境材料工学特別研究Ⅱ	2
	環境材料工学特別研究Ⅲ	2
	環境材料工学特別研究Ⅳ	2
	環境材料工学特別演習Ⅰ	2
	環境材料工学特別演習Ⅱ	2
環境プロセス工学専修	環境プロセス工学特別研究Ⅰ	2
	環境プロセス工学特別研究Ⅱ	2
	環境プロセス工学特別研究Ⅲ	2
	環境プロセス工学特別研究Ⅳ	2
	環境プロセス工学特別演習Ⅰ	2
	環境プロセス工学特別演習Ⅱ	2
資源循環システム工学専修	資源循環システム工学特別研究Ⅰ	2
	資源循環システム工学特別研究Ⅱ	2
	資源循環システム工学特別研究Ⅲ	2
	資源循環システム工学特別研究Ⅳ	2
	資源循環システム工学特別演習Ⅰ	2
	資源循環システム工学特別演習Ⅱ	2
部門共通	インターンシップ	2

特修科目	
授業科目	単位数
応用エネルギー特論	2
熱エネルギー移動現象特論	2
電力システム工学特論A	2
電力システム工学特論B	2
誘電体物性工学特論	2
都市排水処理工学特論	2
再生資源利用工学特論	2
建築環境システム特論	2
都市計画特論	2
免震・制震設計特論	2
地盤防災学特論	2
建築計画特論	2
舗装・地盤環境工学特論	2
構造工学特論	2
橋梁工学特論	2
交通・都市システム特論	2
建築生産工学特論	2
耐震工学特論	2
景観デザイン特論	2
住環境デザイン特論	2
材料強度学特論	2

生体材料学特論	2
構造材料工学特論	2
高分子材料工学特論	2
材料強度解析特論	2
機械材料学特論	2
界面コロイド工学特論	2
環境装置工学特論	2
環境分離工学特論	2
環境適合化学プロセス特論	2
環境安全化学特論	2
生物材料工学特論	2
環境工学特論	2
環境触媒特論	2
廃棄物処理工学特論	2
廃棄物処分システム特論	2
建設廃棄物処理特論	2

- 1 学生の標準修業年限は3年とし、所定の授業科目について、合計16単位以上を修得しなければならない。ただし、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 学生は、研究指導科目のうちから選定した一つの部門を専修部門とし、主指導教員及び副指導教員から授業科目の選択、学位論文の作成その他研究全般について指導を受けるものとする。
- 3 主指導教員は、専修部門の特別研究科目の担当者とする。
- 4 副指導教員は、専修部門又はこれと関連する部門の担当者のうちから主指導教員が選ぶものとする。
- 5 第1項の16単位は、原則として次の区分によって修得しなければならない。
 - (1) 研究指導科目のうちから、必修として専修部門の特別研究科目8単位、選択必修として専修部門の特別演習科目及び部門共通科目のうちから4単位の計12単位
 - (2) 特修科目から4単位以上
- 6 主指導教員が必要と認めた場合は、他専攻、他研究科、全研究科共通科目又は他大学大学院の授業科目を履修し、これを特修科目の単位にあてることができる。
- 7 博士の学位論文は、専修部門について提出するものとする。

第7 情報・制御システム工学専攻博士課程後期の授業科目、単位及び履修方法

研究指導科目		
部門	授業科目	単位数
情報処理工学専修	情報処理工学特別研究Ⅰ	2
	情報処理工学特別研究Ⅱ	2
	情報処理工学特別研究Ⅲ	2
	情報処理工学特別研究Ⅳ	2
	情報処理工学特別研究Ⅴ	2
	情報処理工学特別研究Ⅵ	2
情報伝送工学専修	情報伝送工学特別研究Ⅰ	2
	情報伝送工学特別研究Ⅱ	2
	情報伝送工学特別研究Ⅲ	2
	情報伝送工学特別研究Ⅳ	2
	情報伝送工学特別研究Ⅴ	2

	情報伝送工学特別研究Ⅵ	2
システム制御工学専修	システム制御工学特別研究Ⅰ	2
	システム制御工学特別研究Ⅱ	2
	システム制御工学特別研究Ⅲ	2
	システム制御工学特別研究Ⅳ	2
	システム制御工学特別研究Ⅴ	2
	システム制御工学特別研究Ⅵ	2
機能デバイス工学専修	機能デバイス工学特別研究Ⅰ	2
	機能デバイス工学特別研究Ⅱ	2
	機能デバイス工学特別研究Ⅲ	2
	機能デバイス工学特別研究Ⅳ	2
	機能デバイス工学特別研究Ⅴ	2
	機能デバイス工学特別研究Ⅵ	2
部門共通	インターンシップ	2

特修科目	
授業科目	単位数
言語工学特論A	2
言語工学特論B	2
知能処理特論A	2
知能処理特論B	2
知能処理特論C	2
情報処理工学特論A	2
情報処理工学特論B	2
情報処理工学特論C	2
情報処理工学特論D	2
伝送素子特論	2
情報伝送工学特論A	2
情報伝送工学特論B	2
情報伝送工学特論C	2
情報伝送工学特論D	2
パワーエレクトロニクス特論A	2
パワーエレクトロニクス特論B	2
機械システム制御特論A	2
機械システム制御特論B	2
機械システム制御特論C	2
機能デバイス工学特論A	2
機能デバイス工学特論B	2
機能デバイス工学特論C	2
機能デバイス工学録論D	2
デバイス材料工学特論	2

- 1 学生の標準修業年限は3年とし、所定の授業科目について、合計16単位以上を修得しなければならない。ただし、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 学生は、研究指導科目のうちから選定した一つの部門を専修部門とし、主指導教員及び副指導教員から授業科目の選択、学位論文の作成その他研究全般について指導を受けるものとする。
- 3 主指導教員は、専修部門の特別研究科目の担当者とする。
- 4 副指導教員は、専修部門又はこれと関連する部門の担当者の中から主指導教員が選ぶものとする。
- 5 第1項の16単位は、原則として次の区分によって修得しなければならない。
 - (1) 研究指導科目のうちから、必修として専修部門の特別研究のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ8単位、選択必修として専修部門の特別研究のⅤ、Ⅵ及び部門共通科目のうちから4単位、計12単位
 - (2) 特修科目から4単位以上
- 6 主指導教員が必要と認めた場合は、他専攻、他研究科、全研究科共通科目又は他大学大学院の授業科目を履修し、これを特修科目の単位にあてることができる。
- 7 博士の学位論文は、専修部門について提出するものとする。

第8 資源循環・環境工学専攻修士課程の授業科目、単位及び履修方法

主要科目		
部門	授業科目	単位数
資源循環工学専修	資源循環工学特別研究	8
	資源循環工学特別実験・実習	4
環境化学制御専修	環境化学制御特別研究	8
	環境化学制御特別実験・実習	4
環境生態制御専修	環境生態制御特別研究	8
	環境生態制御特別実験・実習	4
地域環境専修	地域環境特別研究	8
	地域環境特別実験・実習	4
環境マネジメント専修	環境マネジメント特別研究	8
	環境マネジメント特別実習	4
東アジア文化環境専修	東アジア文化環境特別研究	8
	東アジア文化環境特別実習	4

共通必修科目	
授業科目	単位数
資源循環総合演習	6
実践的環境教育総合実習Ⅰ	2

共通選択科目	
授業科目	単位数
実践的環境教育総合実習Ⅱ	2

特修科目	
授業科目	単位数
耐久性制御工学特論	2
材料特性特論	2
資源循環型経済システム特論	2
廃棄物管理システム特論	2
グリーン物流計画特論	2

汚染物質処理特論	2
環境化学装置特論	2
環境化学特論	2
水質管理システム特論	2
エネルギー変換工学特論	2
廃棄物資源循環工学特論	2
環境微生物工学特論	2
水圏生態学特論	2
土壌生態学特論	2
環境アセスメント特論	2
環境調和型都市計画特論	2
国際環境計画特論	2
環境法特論	2
環境情報学特論	2
コミュニケーションスキル特論	2
環境データ解析特論	2
環境行政学特論	2
環境物理学特論	2
中国文化環境特論	2
韓国朝鮮文化環境特論	2
環境監査特論Ⅰ	2
環境監査特論Ⅱ	2
英語論作文スキル特論Ⅰ	2
英語論作文スキル特論Ⅱ	2

- 1 学生の標準修業年限は2年とし、所定の授業科目について、合計30単位以上を修得するものとする。
- 2 主要科目のうちから1専修部門を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 3 専修科目の特別研究担当者を指導教員とし、授業科目の選択、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けるものとする。
- 4 第1項の30単位は、専修科目12単位、共通必修科目8単位、共通選択科目及び特修科目の合計単位とする。指導教員が必要と認めた場合は、他の専攻及び研究科の授業科目を履修し、これを特修科目の単位にあてることができる。
- 5 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

別表第8 医学研究科

第1 博士課程の授業科目、単位及び履修方法

1 教育課程共通科目(8単位)

授業科目	単位数
講義シリーズⅠ	4
講義シリーズⅡ	4

2 教育課程別専攻科目(22単位以上)

指導教員の授業科目を含む22単位以上を履修しなければならない。

A 医学研究者養成課程

専攻分野(系)	専攻科名	授業科目	単位数
人体生物系	生体構造学	生体構造学講義	4
		生体構造学演習	12

		生体構造学実習	6
	分子細胞生物学	分子細胞生物学講義	4
		分子細胞生物学演習	12
		分子細胞生物学実習	6
	細胞分子制御学	細胞分子制御学講義	4
		細胞分子制御学演習	12
		細胞分子制御学実習	6
生体制御系	生体防御学	生体防御学講義	4
		生体防御学演習	12
		生体防御学実習	6
	再生・移植医学	再生・移植医学講義	4
		再生・移植医学演習	12
		再生・移植医学実習	6
	呼吸病態生理学	呼吸病態生理学講義	4
		呼吸病態生理学演習	12
		呼吸病態生理学実習	6
	再生再建外科学	再生再建外科学講義	4
		再生再建外科学演習	12
		再生再建外科学実習	6
病態構造系	形態病理学	形態病理学講義	4
		形態病理学演習	12
		形態病理学実習	6
	腫瘍病理学	腫瘍病理学講義	4
		腫瘍病理学演習	12
		腫瘍病理学実習	6
	高次中枢病態学	高次中枢病態学講義	4
		高次中枢病態学演習	12
		高次中枢病態学実習	6
	視覚病態学	視覚病態学講義	4
		視覚病態学演習	12
		視覚病態学実習	6
	腎・尿路病態学	腎・尿路病態学講義	4
		腎・尿路病態学演習	12
		腎・尿路病態学実習	6
	消化器病態学	消化器病態学講義	4
消化器病態学演習		12	
消化器病態学実習		6	
脳神経病態学	脳神経病態学講義	4	
	脳神経病態学演習	12	
	脳神経病態学実習	6	
腎免疫・代謝病態学	腎免疫・代謝病態学講義	4	
	腎免疫・代謝病態学演習	12	
	腎免疫・代謝病態学実習	6	
病態機能系	細胞分子薬理学	細胞分子薬理学講義	4

		細胞分子薬理学演習	12
		細胞分子薬理学実習	6
	神経耳科学	神経耳科学講義	4
		神経耳科学演習	12
		神経耳科学実習	6
	関節機能学	関節機能学講義	4
		関節機能学演習	12
		関節機能学実習	6
	運動器機能学	運動器機能学講義	4
		運動器機能学演習	12
		運動器機能学実習	6
	循環機能学	循環機能学講義	4
		循環機能学演習	12
		循環機能学実習	6
	放射線応用医学	放射線応用医学講義	4
		放射線応用医学演習	12
		放射線応用医学実習	6
	脳卒中予防・地域医療学	脳卒中予防・地域医療学講義	4
		脳卒中予防・地域医療学演習	12
		脳卒中予防・地域医療学実習	6
	麻酔学	麻酔学講義	4
		麻酔学演習	12
		麻酔学実習	6
	救命救急医学	救命救急医学講義	4
		救命救急医学演習	12
		救命救急医学実習	6
	口腔病態学	口腔病態学講義	4
		口腔病態学演習	12
		口腔病態学実習	6
社会医学系	予防医学・公衆衛生学	予防医学・公衆衛生学講義	4
		予防医学・公衆衛生学演習	12
		予防医学・公衆衛生学実習	6
	犯罪医学	犯罪医学講義	4
		犯罪医学演習	12
		犯罪医学実習	6
	精神科治療学	精神科治療学講義	4
		精神科治療学演習	12
		精神科治療学実習	6
	生命医療倫理学	生命医療倫理学講義	4
		生命医療倫理学演習	12
		生命医療倫理学実習	6
先端医療科学系	分子医化学	分子医化学講義	4
		分子医化学演習	12
		分子医化学実習	6

循環生理化学	循環生理化学講義	4
	循環生理化学演習	12
	循環生理化学実習	6
分子生殖医学	分子生殖医学講義	4
	分子生殖医学演習	12
	分子生殖医学実習	6
臨床検査解析学	臨床検査解析学講義	4
	臨床検査解析学演習	12
	臨床検査解析学実習	6
心疾患病態生理化学	心疾患病態生理化学講義	4
	心疾患病態生理化学演習	12
	心疾患病態生理化学実習	6
皮膚炎症・感染症免疫遺伝学	皮膚炎症・感染症免疫遺伝学講義	4
	皮膚炎症・感染症免疫遺伝学演習	12
	皮膚炎症・感染症免疫遺伝学実習	6
感染症病態生理学	感染症病態生理学講義	4
	感染症病態生理学演習	12
	感染症病態生理学実習	6
病院感染制御科学	病院感染制御科学講義	4
	病院感染制御科学演習	12
	病院感染制御科学実習	6
内分泌・代謝病態生理学	内分泌・代謝病態生理学講義	4
	内分泌・代謝病態生理学演習	12
	内分泌・代謝病態生理学実習	6
消化器外科病態学	消化器外科病態学講義	4
	消化器外科病態学演習	12
	消化器外科病態学実習	6
臓器再建・病態外科学	臓器再建・病態外科学講義	4
	臓器再建・病態外科学演習	12
	臓器再建・病態外科学実習	6
消化器内科病態学	消化器内科病態学講義	4
	消化器内科病態学演習	12
	消化器内科病態学実習	6
発達小児科学	発達小児科学講義	4
	発達小児科学演習	12
	発達小児科学実習	6
総合内科診断学	総合内科診断学講義	4
	総合内科診断学演習	12
	総合内科診断学実習	6

B 臨床研究者養成課程

専攻分野(系)	専攻科名	授業科目	単位数
先端医療科学系	臨床腫瘍学	臨床腫瘍学講義	4
		臨床腫瘍学演習	8
		臨床腫瘍学特別演習	4

	臨床腫瘍学実習	6
	腫瘍生物学	4
	腫瘍治療学	4
	腫瘍診断学	4
臨床研究科学	臨床研究科学講義	4
	臨床研究科学演習	12
	臨床研究科学実習	6

臨床腫瘍学(文部科学省の公募型のがん専門医養成プラン)に進んだ者は、次の授業科目全てを履修しなければならない。

授業科目	単位数
腫瘍生物学	4
腫瘍治療学	4
腫瘍診断学	4

3 履修方法

(1) 修了要件概要(30単位以上修得のこと。)

科目	単位数
教育課程共通科目	8
教育課程別専攻科目	
A 医学研究者養成課程	22(選択)
B 臨床研究者養成課程	22(選択)
博士論文演習	—
合計	30

(2) 学生の標準修業年限は4年とし、その期間中各専攻分野に従い、定められた授業科目について、合計30単位以上を履修しなければならない。ただし、在学年限に関しては、極めて優れた研究業績をあげた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

(3) 学生は、1専攻科を選定してその授業科目の担当者のうち1人を指導教員とし、学位論文の作成、その他研究一般についてその指導を受けるものとする。

(4) 指導教員が、当該学生の研究上特に必要と認めた場合は、他の専攻分野の授業科目を履修することができる。

(5) 第2号の30単位以上は、原則として3年次終了時までに修得するものとする。

第2 修士課程における修士論文コースの授業科目、単位及び履修方法

専門科目		
領域	授業科目	単位数
母子健康支援領域	母子健康支援論Ⅰ	2
	母子健康支援論Ⅱ	2
	子どもの発達とメンタルヘルス	2
	学校保健特論	2
	母子健康支援論演習	4
地域健康支援領域	地域健康支援論Ⅰ	2
	地域健康支援論Ⅱ	2
	地域健康支援論演習	4
看護教育・管理領域	看護教育・管理方法論Ⅰ	2
	看護教育・管理方法論Ⅱ	2
	看護教育・管理論演習	4

成人療養支援領域	成人療養支援特論A	4
	成人療養支援特論B	4
	成人療養支援論演習	4
高齢者療養支援領域	高齢者療養支援論Ⅰ	2
	高齢者療養支援論Ⅱ	2
	高齢者療養支援論演習	4
精神健康支援領域	精神健康支援論Ⅰ	2
	精神健康支援論Ⅱ	2
	精神健康支援論演習	4

研究科目	
授業科目	単位数
特別研究	6

共通科目		
区分	授業科目	単位数
必修科目	看護研究	2
	看護倫理	2
選択科目	英語文献講読	2
	保健医療福祉政策論	2
	人間発達論	2
	医療統計学	2
	看護管理論	2
	フィジカルアセスメント	2
	臨床薬理学	2
	病態生理学	2
	コンサルテーション論	2
	看護政策論	2
	看護教育論	2
	看護理論	2

- 1 学生の標準修業年限は2年とし、所定の授業科目について、合計30単位以上を修得しなければならない。
- 2 学生は、専門科目のうちから一つの領域を選定し、これをその学生の専門領域とする。
- 3 学生は、前項の専門領域に係る特別研究担当者を指導教員とし、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けるものとする。
- 4 第1項の30単位は、次の区分により修得しなければならない。
 - (1) 専門科目 指導教員が指定する授業科目のうちから講義4単位、演習4単位
 - (2) 研究科目 6単位
 - (3) 共通科目 必修科目4単位、選択科目のうちから10単位以上、計14単位以上
 - (4) 専門科目又は共通科目のうちから2単位以上

第3 修士課程における高度実践看護師コースの授業科目、単位及び履修方法

専門科目		
領域	授業科目	単位数
クリティカルケア看護領域	クリティカルケア看護理論	2

クリティカルケア病態生理学	2
クリティカルケア急性・重症患者管理論	2
クリティカルケア看護学	2
クリティカルケア看護学演習Ⅰ	2
クリティカルケア看護学演習Ⅱ	2
クリティカルケア看護学演習Ⅲ	2
クリティカルケア看護学実習Ⅰ	2
クリティカルケア看護学実習Ⅱ	2
クリティカルケア看護学実習Ⅲ	3
クリティカルケア看護学実習Ⅳ	3

研究科目	
授業科目	単位数
課題研究	2

共通科目		
区分	授業科目	単位数
必修科目	看護研究	2
	看護倫理	2
	フィジカルアセスメント	2
	臨床薬理学	2
	病態生理学	2
選択必修科目	看護理論	2
	看護管理論	2
	コンサルテーション論	2
	看護政策論	2
	看護教育論	2
選択科目	英語文献講読	2
	人間発達論	2
	医療統計学	2

- 1 学生の標準修業年限は2年とし、所定の授業科目について、合計40単位以上を修得しなければならない。
- 2 学生は、研究科目の課題研究の担当者を指導教員とし、授業科目の選択、実習、課題研究の作成、その他研究一般について、その指導を受けるものとする。
- 3 第1項の40単位は、次の区分により修得しなければならない。
 - (1) 専門科目 講義8単位、演習6単位及び実習10単位
 - (2) 研究科目 2単位
 - (3) 共通科目 必修科目10単位、選択必修科目のうちから4単位以上、計14単位以上

別表第9 薬学研究科

第1 健康薬科学専攻修士課程の授業科目、単位及び履修方法

専修授業科目	単位数
医薬品素材学演習	6
医薬品素材学特別実験	12
生体分子情報学演習	6

生体分子情報学特別実験	12
生体分析学演習	6
生体分析学特別実験	12
薬理学演習	6
薬理学特別実験	12
分子医学演習	6
分子医学特別実験	12
薬剤学演習	6
薬剤学特別実験	12
創剤学演習	6
創剤学特別実験	12
医薬品設計学演習	6
医薬品設計学特別実験	12
臨床薬学演習	6
臨床薬学特別実験	12

選択授業科目	単位数
薬学概論	2
創薬科学特論	2
先端創薬科学トピック特論	2
生命科学トピック特論	2
最新薬物治療学特論	2
感染症特論	2
治験・臨床開発特論	2
医療コミュニケーション学特論	2
先端医療トピック特論	2
医薬品情報学特論	2
疾患薬理学特論	2
環境科学トピック特論	2

- 1 学生の標準修業年限は2年とし、所定の授業科目について、合計30単位以上を修得しなければならない。
- 2 学生は、必修科目として専修授業科目のうち、同一の演習及び特別実験を選定し、履修しなければならない。また、選択授業科目については、指導教員(専修授業科目の演習担当の教員)と相談し、12単位以上となるように科目を選定し、専修授業科目と併せて30単位以上を履修しなければならない。
- 3 学生は、授業科目の選定のほか、修士論文の作成、その他研究一般について、指導教員の指導に従うものとする。
- 4 履修した科目(30単位以上)を修得し、かつ、指導教員から必要な研究指導を受けたうえ、専修授業科目についての修士論文審査及び最終試験に合格することによって本課程の修了とする。

第2 薬学専攻博士課程の授業科目、単位及び履修方法

部門	専修科目	単位数
臨床副作用学	臨床副作用学演習	6
	臨床副作用学特別実験	12
臨床薬剤学	臨床薬剤学演習	6

	臨床薬剤学特別実験	12
臨床薬物治療学	臨床薬物治療学演習	6
	臨床薬物治療学特別実験	12
医薬品情報学	医薬品情報学演習	6
	医薬品情報学特別実験	12
薬学疾患管理学	薬学疾患管理学演習	6
	薬学疾患管理学特別実験	12
製剤設計学	製剤設計学演習	6
	製剤設計学特別実験	12
臨床疾患薬理学	臨床疾患薬理学演習	6
	臨床疾患薬理学特別実験	12
病態機能解析学	病態機能解析学演習	6
	病態機能解析学特別実験	12
臨床生化学	臨床生化学演習	6
	臨床生化学特別実験	12
臨床医薬品解析学	臨床医薬品解析学演習	6
	臨床医薬品解析学特別実験	12
臨床医薬品化学	臨床医薬品化学演習	6
	臨床医薬品化学特別実験	12

基礎実習	単位数
実務薬剤学実習	2
薬剤学実習	2
医薬品情報学実習	2
薬理学実習	2
バイオ実習	2
生化学実習	2
医薬品合成実習	2
医薬品分析実習	2

特修科目	単位数
最新薬剤学特論	2
医薬品管理・情報学特論	2
臨床開発薬学特論	2
先端薬理学特論	2
先端生命科学特論	2
創薬科学特論	2
レギュトリーサイエンス特論	2

専門力養成プログラム	単位数
医療薬剤師養成プラン	4
薬学研究者養成プラン	4

- 1 学生の標準修業年限は4年とし、所定の授業科目について、合計30単位以上を修得しなければならない。

- 2 学生は、1専修部門(演習・特別実験)を選定し、これをその学生の専修科目とする。その他の科目については、指導教員(専修科目担当の教員)及び研究科長と相談し、基礎実習(2単位以上)を選択し、これに特修科目及び専門力養成プログラムをあわせて12単位以上となるように選定し、専修科目とあわせて30単位以上を履修するものとする。
- 3 学生は、授業科目の選定のほか、博士の学位論文の作成、その他研究一般について、指導教員の指導に従うものとする。
- 4 履修した科目(30単位以上)を修得し、かつ、指導教員から必要な研究指導を受けたうえ、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格することによって本課程の修了とする。

別表第10 スポーツ健康科学研究科

第1 スポーツ健康科学専攻博士課程前期の授業科目、単位及び履修方法

主要科目			
部門	専修	授業科目	単位数
体育学	スポーツ社会学	スポーツ社会学特講ⅠA	2
		スポーツ社会学特講ⅠB	2
		スポーツ社会学特講ⅡA	2
		スポーツ社会学特講ⅡB	2
		スポーツ社会学特別研究	6
	スポーツマネジメント学	スポーツマネジメント学特講ⅠA	2
		スポーツマネジメント学特講ⅠB	2
		スポーツマネジメント学特講ⅡA	2
		スポーツマネジメント学特講ⅡB	2
		スポーツマネジメント学特別研究	6
体力学	体力学	体力学特講ⅠA	2
		体力学特講ⅠB	2
		体力学特講ⅡA	2
		体力学特講ⅡB	2
		体力学特別研究	6
	スポーツ計量学	スポーツ計量学特講ⅠA	2
		スポーツ計量学特講ⅠB	2
		スポーツ計量学特講ⅡA	2
		スポーツ計量学特講ⅡB	2
		スポーツ計量学特別研究	6
	分子スポーツ栄養学	分子スポーツ栄養学特講ⅠA	2
		分子スポーツ栄養学特講ⅠB	2
		分子スポーツ栄養学特講ⅡA	2
		分子スポーツ栄養学特講ⅡB	2
		分子スポーツ栄養学特別研究	6
スポーツ医学	スポーツ医学	スポーツ医学特講ⅠA	2
		スポーツ医学特講ⅠB	2
		スポーツ医学特講ⅡA	2
		スポーツ医学特講ⅡB	2
		スポーツ医学特別研究	6
	保健安全学	保健安全学特講ⅠA	2
		保健安全学特講ⅠB	2

		保健安全学特講ⅡA	2
		保健安全学特講ⅡB	2
		保健安全学特別研究	6
	スポーツ整形 外科学	スポーツ整形外科学特講ⅠA	2
		スポーツ整形外科学特講ⅠB	2
		スポーツ整形外科学特講ⅡA	2
		スポーツ整形外科学特講ⅡB	2
		スポーツ整形外科学特別研究	6
体育科教育学	体育科教育学	体育科教育学特講ⅠA	2
		体育科教育学特講ⅠB	2
		体育科教育学特講ⅡA	2
		体育科教育学特講ⅡB	2
		体育科教育学特別研究	6
コーチ学	トレーニング 学	トレーニング学特講ⅠA	2
		トレーニング学特講ⅠB	2
		トレーニング学特講ⅡA	2
		トレーニング学特講ⅡB	2
		トレーニング学特別研究	6
	スポーツ運動 学	スポーツ運動学特講ⅠA	2
		スポーツ運動学特講ⅠB	2
		スポーツ運動学特講ⅡA	2
		スポーツ運動学特講ⅡB	2
		スポーツ運動学特別研究	6
	スポーツバイ オメカニクス 学	スポーツバイオメカニクス学特講ⅠA	2
		スポーツバイオメカニクス学特講ⅠB	2
		スポーツバイオメカニクス学特講ⅡA	2
		スポーツバイオメカニクス学特講ⅡB	2
		スポーツバイオメカニクス学特別研究	6
	スポーツ行動 科学	スポーツ行動科学特講ⅠA	2
		スポーツ行動科学特講ⅠB	2
		スポーツ行動科学特講ⅡA	2
		スポーツ行動科学特講ⅡB	2
		スポーツ行動科学特別研究	6
運動健康学	運動健康学	運動健康学特講ⅠA	2
		運動健康学特講ⅠB	2
		運動健康学特講ⅡA	2
		運動健康学特講ⅡB	2
		運動健康学特別研究	6
	スポーツ内科 学	スポーツ内科学特講ⅠA	2
		スポーツ内科学特講ⅠB	2
		スポーツ内科学特講ⅡA	2
		スポーツ内科学特講ⅡB	2
		スポーツ内科学特別研究	6
	運動行動科学	運動行動科学特講ⅠA	2

	運動行動科学特講 I B	2
	運動行動科学特講 II A	2
	運動行動科学特講 II B	2
	運動行動科学特別研究	6

共通必修科目	
授業科目	単位数
体育学研究概論	2

特修科目	
授業科目	単位数
健康スポーツ心理学特論	2
メンタルマネジメント特論	2
体力学特論	2
運動栄養学特論	2
体育情報処理学特論	2
多変量解析論特論	2
スポーツ障害特論	2
スポーツ整形外科実習	1
体育科教育学特論	2
スポーツ社会学特論	2
スポーツ運動学特論	2
トレーニング学特論	2
運動健康学特論	2
運動処方学特論	2
運動療法特論	2
体力学特設講義	2
運動健康学特設講義	2
野外教育・レクリエーション特論	2
学外研究及び研修 I	1
学外研究及び研修 II	1
スポーツバイオメカニクス特論	2
分子スポーツ栄養学特論	2
保健安全学特論	2
スポーツ神経科学特論	2
国際学会発表スキル特論 I	2
国際学会発表スキル特論 II	2
発達支援教育学特論	2
スポーツコンディショニング学特論	2
スポーツコンディショニング学実習	1
スポーツマネジメント特論	2

- 1 学生の標準修業年限は2年とし、所定の授業科目について、合計30単位以上を修得しなければならない。
- 2 主要科目のうちから一つの部門及び専修を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 3 専修科目の特別研究担当者を指導教員とし、授業科目の選択、学位論文の作成、その他研究一

般について、その指導を受けるものとする。

4 第1項の30単位以上は、専修科目14単位、共通必修科目2単位及び特修科目のうちから14単位以上を修得しなければならない。ただし、指導教員が必要と認めた場合は、他の専修の特講を履修し、これを特修科目の単位にあてることができる。

5 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

第2 スポーツ健康科学専攻博士課程後期の研究指導科目及び履修方法

部門	研究指導科目	単位数
健康運動科学	健康運動科学特別研究	12
スポーツトレーニング科学	スポーツトレーニング科学特別研究	12
スポーツ医科学	スポーツ医科学特別研究	12
スポーツ教育学	スポーツ教育学特別研究	12
共通	スポーツ健康科学研究法	2

1 学生の標準修業年限は3年とし、所定の研究指導科目(特別研究)と共通科目(スポーツ健康科学研究法)について、合計14単位を修得しなければならない。

2 学生は一つの特別研究を選定し、これを学生の専修科目とする。

3 特別研究科目は、3年間12単位の履修を原則とする。

4 専修科目の研究指導(特別研究)担当者を当該学生の指導教員とし、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けるものとする。

5 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

別表第11 検定料、入学金及び授業料等納入金

(1) 検定料(第32条)

(単位 円)

医学研究科博士課程(留学生を含む。)		32,000
上記以外の研究科等	留学生	30,000
	上記以外の者	32,000

備考 この表にかかわらず、第30条第1項第9号に掲げる者及び福岡大学学則第38条第1項ただし書に規定する者については、検定料を免除する。

(2) 入学金(第35条第1項)

(単位 円)

人文科学研究科	100,000
法学研究科	
経済学研究科	
商学研究科	
理学研究科	120,000
工学研究科	
医学研究科	
薬学研究科	
スポーツ健康科学研究科	

備考 第35条第1項ただし書の規定に該当し、その適用を受ける者については、この限りでない。

(3) 授業料等納入金(第44条第1項)

修士課程及び博士課程前期

(単位 円)

区分(年額)	授業料	教育充実費	計
研究科			

人文科学研究科	470,000	120,000	590,000
法学研究科			
経済学研究科			
商学研究科			
理学研究科	630,000	140,000	770,000
工学研究科			
薬学研究科			
医学研究科	470,000	140,000	610,000
スポーツ健康科学研究科	570,000	130,000	700,000

博士課程後期及び博士課程

(単位 円)

区分(年額)	授業料	教育充実費	計
研究科			
人文科学研究科	400,000	120,000	520,000
法学研究科			
経済学研究科			
商学研究科			
理学研究科	560,000	140,000	700,000
工学研究科			
医学研究科			
薬学研究科			
スポーツ健康科学研究科	510,000	130,000	640,000

別表第12 本学の各学科に設置する科目の受講料(第44条の2)

区分	金額(単位 円)
福岡大学学則第31条に定める各学科の授業科目	1単位につき 1,000
専ら教職課程、博物館学芸員課程及び社会教育主事課程の科目として 本学の各学科に設置する課程科目	1単位につき 2,000

別表第13 科目等履修生及び研究生の受講料等(第49条第2項・第51条・第52条第3項)

区分		金額(単位 円)		
科目等履修生	選考料		15,000	
	受講料	人文・法・経済・商・ スポーツ健康科学研 究科の授業科目	単位の認定を必要とする者	1単位につき 12,000
			単位の認定を必要としない者	1単位につき 9,000
		理・工・医・薬学研 究科の授業科目	単位の認定を必要とする者	1単位につき 18,000
			単位の認定を必要としない者	1単位につき 9,000
研究生	選考料		15,000	
	研究指導料	本学大学院修了者	当該年度授業料年額の3分の1相当額	
		上記以外	当該年度の授業料年額及び教育充実費の3分の1相当額	